

米国防務省

ビルマ

人権慣行に関する国情報告 – 2006 年

民主主義・人権・労働局発表

2007 年 3 月 6 日

1962 年以降、5,400 万人の人口を持つビルマは、多数派民族ビルマ人が牛耳る高度に独裁的な歴代の軍事政権により支配されてきた。Than Shwe 上級大将により率いられている国家平和発展評議会(SPDC)がこの国の事実上の政府であり、管区、州、市、町、区、村レベルの下部平和発展評議会が命令により統治している。軍の将校が、各レベルの政府において究極的な権限を行使している。1990 年、民主化推進派諸政党が総選挙において議席の 80 パーセント以上を獲得したが、政権はこの結果を無視し続けている。軍事政権は、積極的な反乱グループ以外のこの国の武装集団を完全に支配している。

政府の人権記録は、この年の間に悪化した。政権は、自らの政府を変更する国民の権利を奪った。政府は、88 Generation Students (88 年世代学生)民主化推進活動家の 5 人の指導者を抑留した。政府は、国際赤十字委員会(ICRC)に対し囚人非公式訪問の許可を与えなかった。国軍は、Bago Division および Karen State の少数民族の村人を彼らの祖先伝来の土地から追い出すために攻撃を強化した。また、政府は、法律外殺人、拘留中死亡、行方不明、強姦、拷問を含むその他の重大な人権侵害を犯し続けた。政府は、囚人と拘留者を虐待し、生命を脅かす苛酷な状態に人々を留置し、定款的に独房監禁を行い、政治的な動機から市民を恣意的に監禁した。全国民主連盟(NLD)書記長 Aung San Suu kyι と NLD 副議長 Tin Oo は、自宅軟禁状態に置かれたままである。政府当局は、定款的に国民のプライバシーを侵し、さらに頻繁に住民の強制移住を行った。政府は、言論、報道、集会、結社、宗教、移動の自由を制限した。政府は、国内人権非政府組織(NGO)が独立して機能することを許可しなかった。国際 NGO は、厳しい環境にさらされた。女性に対する暴力と社会的差別が続き、また、少年兵の強制徴募、少数民族に対する差別、特に女性および少女の人身売買も同様に横行した。労働者の権利は依然として制限され、また、子供を含む強制労働も続いた。

武装少数民族集団が強制労働を含む人権侵害を行ったと言われているが、報道によればその程度は政府よりはるかに低い。伝えられるところによると一部の停戦グループも彼らの本拠地で村人の強制移住を含む虐待を行った。反政府武装グループおよび停戦グループも

少年兵の強制徴募を行った。

人権の尊重

第1節 以下のような不当な処遇を受けないことを含む個人の完全性の尊重

a. 生命の恣意的または不法な剥奪

この年の間に、拘留中の囚人死亡が数件あったが、そのうちのいくつかの状況は不審である。政府は、これらの死亡事故に責任のある係官を処罰しなかった。

1月27日、Rakhine State、Annの強制労働収容所の刑務所当局は、道路工事中に休んだところを看守に殴られ、その看守を殺害した囚人を殴り殺した。

伝えられるところによると、3月17日、政府系「消防隊」の隊員と2人の警察伍長、Tin Maung OoとMyo Min Ooは、元政治犯のThet Naing Ooを公の場で殴り殺した。

3月25日、Mandalayの警察は、Wai Phyo Naungを麻薬密売の疑いで逮捕した。彼は、厳しい尋問を受け、翌日、警察の留置場で死亡した。警察は、彼が独房の中で首吊り自殺したと主張しているが、死体解剖報告は拷問および殴打の形跡を示している。

6月18日、Bago DivisionのMyo Hla警察署のZaw Lwin中尉は、Ma Nyo Kyiを彼女の8カ月の乳児とともに嫌疑を告げずに逮捕した。翌日、警察は乳児をMa Nyo Kyiの夫に返し、彼の妻が心臓発作で死亡したと述べた。死体解剖報告は、殴打により引き起こされた数カ所の負傷を示した。

7月16日、Ayeyarwady Division、Einme Township、Ta Khun Seik VillageのSaw Stin Phoが、ほかの17人とともにカレン民族同盟(KNU)のシンパ容疑者と関係を持っているとの容疑でPatheinの軍本部に連行された。彼は、軍事安全機関(MSA)による拷問のために死亡した。報道によると、MSAは、彼の妻、Naw Htoo Bae Saeと彼らの6人の子供に補償金として309ドル(400,000チャット)を与えたと言われる。MSAは、他の16人を開放したが、その全部は厳しい尋問により深い精神的外傷を与えられた。

政府は、次の事案を含めて、2005年中に発生した類似の拘留中死亡の責任者を処罰する措置を講じなかった。すなわち、5年前にタイにおいて「違法組織」と接触した容疑で逮捕

された後に死亡した NLD 党员 Aung Hlaing Win、逮捕された直後に 5 月に Kawthoung で死亡したと言われる労働活動家 Moe Naung、看守 Tun Tun および Tin Maung Ohn によりそそのかされた四人たちによる 5 月 29 日の暴行中に受けた頭部の重い負傷のために Mawlamyine 刑務所で死亡した NLD 党员 Min Htoo Wai、Myaung Mya District の第 93 軽歩兵連隊の兵士により残忍な殴打を受けた尋問センターで 7 月に死亡した Ayeyarwady Division の Tawako Village の Saw Stanford、激しい殴打を受けて 10 月に警察の留置場で死亡した Mandalay Division の Aung Myay Thazan Township の Htay Lwin、11 月に Insein 刑務所で原因不明で死亡した Bago の Aung Myint Thein (第 2.a 節および第 6.c.節参照)、12 月に地方の平和発展協議会(PDC)当局による激しい殴打の後に 12 月に死亡した Ko Than Htaik (第 6.c.節参照)。Aung Hlaing Win の死亡に責任がある係官を訴追する NLD の活動は拒否され、当局は、Min Htoo Wai の死亡後に提出された NLD の請願に回答しなかった。

2004 年に Shan State、Mong Kung Township の軍の検問所で民間人を殴り殺した第 514 軽歩兵大隊の指揮官に対して処置が講じられたという報告はない。同様に、警察留置中に殴られて死亡した Maung Aye の 2004 年事案に関する進展もなかった。

政府は、党指導者 Aung San Suu kyι により率いられた NLD 車列に対し 2003 年に Depeyin 村付近で政府関連部隊により行われ、70 人もの死者を出した襲撃について調査することもその責任を負うことも拒否し続けた。この車列の中にいた 31 人の民主化運動支持者を含むその他の人々の運命は、不明のままである。

特に、少数民族の村に広範な攻撃を加えた Karen State において、地雷を除去するために市民を使役する治安部隊により引き起こされた死傷の未確認報告がある(第 1g 節参照)。

Rangoon およびその他の地域において小さな爆弾が破裂したが、損害はほとんどなかった。2005 年における同様な事件の場合と同様に、政府は亡命地を本拠とするグループを非難したが、その主張を実証することはなかった。

過去数年と異なり、少数民族武装グループが殺人を犯したという報告はなかった。

b. 行方不明

引き続き民間人および政治活動家が数時間から数週間以上の期間にわたり「行方不明になる」事件が発生し、多数の人々が決して再び現れなかった。このような行方不明は、一般

的に、家族に通知することなく尋問のために個人を拘留する当局および運搬および関連任務のためにしばしば家族に知らせずに一般市民を徴用する軍隊の慣行によるものである(第 6.c.節参照)。軍の使役に関する情報提供の改善は、ほとんど報告されなかった。尋問のために拘留された人々は、多くの場合、その後すぐに釈放され、家族の許に戻った。

運搬人として働くために軍隊に徴用された人々および労役または運搬任務のために移送された囚人の所在は、不明のままになることが多い。一般的に、仲間の囚人が生き延びて、後に家族に情報をもたらした場合のみ、家族は縁者の運命を知った。

5 月の報告「8 秒の沈黙：民主化運動活動家の獄中の死」において、政治犯救援団体 – ビルマ(AAPP)は、1988 年以降の 127 人の死亡事件を細部にわたり記録した。これらの事件のうち 15 件は、拘留中に行方不明になった人々である。AAPP は、このほかにも死亡および行方不明事件があると見ているが、それについては、AAPP は情報を持っていない。

c. 拷問およびその他の残忍な、非人間的な、または品位を落とす処遇あるいは処罰

拷問を禁止する法律は存在する。しかし、伝えられたところによると治安部隊の隊員は、囚人、被拘留者、一般市民に拷問、殴打、その他の虐待を加えた。彼らは、恐怖を与え、分別を失わせるように考案された厳しい尋問方法を定常的に被拘留者に加えた。

2005 年 12 月、AAPP は、政府が政治犯に与えている「残忍かつ組織的な」拷問に関する報告を発表した。35 人の元政治犯の証言に基づいて、この報告は、政府が反体制派に加えている肉体的、精神的、性的虐待の生々しい詳細を記述し、加害者を名指しで示している。この報告は、政府が使用している次のような拷問について詳述している。すなわち、しばしば意識を失い、ときには死に至る激しい殴打、生殖器を含む身体のあらゆる部分に対する電撃の繰り返し、肉が脱落するまで鉄棒を向こうずねに押しつけること、紙巻きタバコとライターで火傷を与えること、首と足首の周りにロープと拘束道具を取り付けて数ヶ月の長さのにわたり身体の動きを制約すること、身体の同じ部分に数時間にわたり繰り返し打撃を与えること、囚人に鋭い石、金属、ガラスの上を歩かせること、男性の囚人を強姦するために犬を使用すること、女性の囚人を強姦するといって脅すこと。

AAPP 報告によると、国家保護法に基づいて告発された政治犯の拘留を監督する内務相、防衛相、外務相が三者委員会を構成している。この報告によると、最初の尋問中、拷問は主として MSA により行われる。尋問は、特別調査部および内務相の管轄下にある警察の特別部門(SB)によっても行われた。

この年の間に少なくとも 6 人の政治犯が拘留中に死亡した(第 1.a 節および第 1.c.節参照)。

国軍は、定常的に、財産、現金、食糧を没収し、高圧的かつ不正な募集方法により運搬人を徴用した。荷物運搬またはその他の労役を強いられた人々は、極めて厳しい条件、殴打、強姦、食糧の欠乏、飲料水の欠乏、ときとして死に至る虐待に直面した。

国軍が少数民族に対して Bago Division、Chin State、Karen State、Mon State、Shan State、Tanintharyi Division の村人に対して殴打、強姦、強制地雷処理、強制労働を含む虐待を行ったという NGO および地域社会指導者による報告がある。

タイ国境付近に新しく到着した難民および国内避難民(IDP)の報告によると、Shan State、Kayah State、Karen State の政府軍兵士は、少数民族の女性と少女の強姦を続けている。4 月 17 日、伝えられたところによると 20 人の兵士が Shan State Kunhing Township の女性を輪姦した後に殺害した。Kunhing Township の 17 才のシャン族少女の報告によると、第 527 大隊の 3 人の兵士が 5 月 15 日と 16 日の両日に彼女を強姦した。Mong Mai の 10 才のシャン族少女の報告によると、彼女は 8 才のときに兵士により強姦された。その他の多数の女性の報告によると、彼女たちはこの年および過去数年の間に兵士により強姦された。

刑務所および拘留所の状態

刑務所および強制労働収容所の状態は、一般的に依然として厳しく、収容者の生命を脅かしている。行刑当局は、約 35 個所の刑務所と 70 個所の強制労働収容所を運用している(第 6.c.節参照)。伝えられたところによると刑務所における食糧、衣服、医療用品の供給は、非常に不足している。一部の刑務所の当局が囚人に自分の食費を負担させているという報告があった。寝具類は、床の上の 1 個のマットからなっている。囚人は、生活必需品のために月に 1 回または 2 回の訪問を許される自分自身の家族に依存するよう強いられている。囚人は数週間または数ヶ月も起訴されることなく拘留され、囚人がなんらかの罪により正式に起訴されるまで家族は訪問することも重要な補助食品を届けることもできない。刑務所における HIV/AIDS 感染率は、注射器の共用および他の囚人による性的虐待のために高い。

政府は依然として囚人に十分な医療を与えていないが、刑務所における医療は、一部には、一般住民にとって利用できる医療サービスの貧しい状態を反映している。

1月24日、伝えられたところによると Sagaing Division の Kalembo 刑務所の 5 人の囚人が刑務所の所長を人質に取った。刑務所の看守はこれらの囚人を取り押さえ、激しく殴打し、独房に監禁した。2 人が負傷のために獄中で死亡した。2 日後に刑務所当局は他の 3 人に医療処置を施したが、彼らも死亡した。人質奪取に直接関与しなかった他の 27 人の囚人も殴打された。そのうちの多くの者が激しく殴打された。

この年の間、数人の政治犯の健康状態が悪化し、数人が獄中で死亡した。1月10日、民主党の党員 Khin Maung Lwin があちこちの刑務所で 8 年を過ごした後に Chin State の Putao 刑務所で死亡した。この刑務所の担当係官、Tun Myin Thein は、Khin Lwin の家族、ICRC、刑務所医官により申請された医療の訴えを繰り返し拒否した。3月23日、Thayet Township 出身の NLD 党員、Ko Oo が政治犯として 6 年過ごした後に死亡した。彼は種々の疾患を患っていたが、刑務所当局は彼に治療を受けさせなかった。5月2日、79 年の刑期を勤めていたシャン族の政治活動家、Myint Than が Pakhine State の Thandwe 刑務所で死亡した。伝えられたところによると彼は発作に襲われ、1 カ月後に病院で死亡した。8 月半ば、Rangoon Division Thingangyun Township の Daw Nyunt Yin は、民主化活動に関与した罪で 1988 年から拘留されていた Insein 刑務所で死亡した。伝えられたところによると彼女は死ぬ前に血を吐いたが、医師の治療を与えられなかった。10月16日、1998 年から収監されていた学生指導者、Thet Win Aung が Mandalay 刑務所で死亡した。彼は適切な医療が与えられないことおよび劣悪な刑務所の食事に抗議して 2002 年にハンガー・ストライキを行ったが、刑務所当局は彼に適切な医療を与えなかった。10月26日、政治犯 Maung San が Mawlamyine 刑務所で胃痛のために救急医療師の手当を受けた直後に死亡した。彼は、有資格医師の治療を与えられなかった。

健康状態の悪化に苦しんでいる著名な政治犯の中には、NLD の国会議員、Than Nyein、May Win Myint、Naing Naing、ジャーナリストの Win Tin が含まれている。Bago Division の Thayarway 刑務所に収容されている作家、Than Win Hlaing の健康は、厳しい刑務所状態のために悪化し続けた。彼は腎臓病と糖尿病にかかっているが、刑務所当局は彼に医療を与えてもらいたいという家族の訴えを拒否した。伝えられたところによると Rohyngya の国会議員 Kyaw Min とその家族は、2005 年に収監された後、健康問題に悩んでいる。労働者擁護者、Su Su Nway の健康も悪化し、彼女は 8 カ月の収監中に入院を必要としたが、刑務所生活は 6 月 6 日に終了した(第 6.c.節参照)。

政府の主張によると、政治犯は一般犯罪者から分離されている。しかし、囚人の報告の示すところによると、当局はしばしば政治犯を一般監房に収容し、政治犯はそこで常習犯罪

者から殴打およびおおよび虐待を受けた。1月2日、Insein 刑務所の刑事犯罪受刑者たちが3人の政治犯、Aung San Myat、Thiha Tun、Han Win Aung を激しく殴打した。伝えられたところによると刑務所係官、Win Maung およびその他の看守はこの暴行を認容し、制止しなかった。

10月、Mawlamyine 刑務所において、2人の政治犯が他の政治犯とともに分離されずに一般犯罪者とともに収容されていることに抗議してハンガー・ストライキを行った。看守はこれらの囚人と対決し、彼らを殴打した。他の政治犯がこの殴打騒動を聞きつけ、彼ら自身も抵抗を行い、彼らの監房への復帰を拒否した。その後、看守は、政治犯を殴打するために彼らとともに収容されている刑事犯罪受刑者を使用した。

女性は男性から分離して収容されており、年少受刑者(16才以下)は成人から分離収容されている。年少受刑者専用の刑務所が Mandalay Division Miektila にある。少年裁判所が年少者に自由刑を宣告することはほとんどなく、その代わり、Magway Division の Thayet 少年院または Rangoon Division の Twante 少年院に送致する。これらの少年院は、刑務所局と社会福祉局(DSW)により共同管理されている。

2005年11月初頭、当局は、団結連帯振興同盟(USDA)、ミャンマー婦人問題連盟(NWAF)、ミャンマー赤十字を含む政府の支援を受ける大衆動員組織の代表が ICRC の全刑務所訪問に随行することを主張した。当局に拘束されずに囚人と面会する ICRC の国際慣行の維持について政府の許可を取得できなかった ICRC は、この年の間、刑務所も強制労働収容所も訪問しなかった。ICRC は、被拘留者に対する医薬品および石鹸の提供のようなその従来からの業務の一部を停止した。これらの供給品が囚人に届くことを確認できなかったためである。ICRC は、もはや、治安維持関連被拘留者、未成年者、外国人、病人および高齢者のような特に弱い立場の囚人を含む 4,000人以上の状況を追跡できなかった。この年の間、ICRC により刑務所問題についてこれまでに獲得された進歩 — 囚人と内々で面接する権利、希望どおりに訪問を繰り返す権利、ほとんどの囚人と全面的に自由に面接する権利を含む — は、ICRC の面接をさらに多くの被拘留者に拡張する作業とともに、停止された。

d. 恣意的逮捕

法律に拘留の正当性の司法決定に関する規定が存在せず、政府は、定常的に恣意的逮捕および隔離拘禁を行った。法律は、囚人が当初の刑期を完了した後に刑を延長することを当局に許容しており、政府はこの規則を恒常的に利用している(第 1.e.節参照)。

警察および治安機構

警察は国軍の補助部隊であり、国軍の将校の直接指揮下にある。警察は一般犯罪を扱い、政治犯罪は処理しない。ミャンマー警察は、行政的には内務省の管轄下にある。警察に運用のための資金を自ら調達することを要求している政府の制度のために、腐敗と刑事免責が重大な問題となっている。警察は、一般的に、犯罪捜査のために相当な額を支払うよう犠牲者に要求し、定常的に一般市民から金銭を強要している。

MSA 係官および SB 警察係官は、政府に脅威を与えると思われる「政治犯罪」の容疑者を拘留する責任を負っている。容疑者を逮捕した後、MSA 係官、また場合により SB 係官が容疑者を地域尋問センターに連行する。尋問センターにおいて、MSA 係官は、被疑者を数時間から数ヶ月にわたり尋問し、尋問中にいつでもその者を犯罪容疑で告発できる。警察は、政治犯罪の被告または容疑者に逮捕後に頭巾を被せることが多い。

逮捕および拘留

法律により、搜索または逮捕のためには令状が必要である。しかし、MSA および警察は、自由自在に搜索および逮捕を行う特別権限を持っている。政府は、引き続き、しばしば無期限の拘留を認める 1950 年の非常時規定法に基づいて一般市民を逮捕し、起訴することなく長期にわたり拘留した。保釈は一般的に刑事犯罪の場合に与えられるが、政治犯の場合には、与えられることがあっても、それはまれである。政府は、常に、被拘留者の弁護士接見権を拒否し、独立代理人を選択する被拘留者またはその家族の権利を拒否するか、または政府任命の弁護士を押しつけた。

政府は、引き続き、隔離拘禁を行い、しばしば、かなり遅くまで被拘留者の家族に拘留を通知しなかった。当局は、囚人を処罰するために長期独房監禁を行った。

当局は、引き続き、一般市民と政治活動家を拘留し、拘留された人々の一部がときとして行方不明となった(第 1.b.節参照)。

不正家屋登録文書所持の廉で 2005 年に 47 年の自由刑を宣告された人権国民民主党国会議員 Kyaw Min、等しく 17 年の刑を宣告された彼の妻と 2 人の娘、1 人の息子は、引き続き獄中にある。許可なしで旅行したことおよび公認居住文書なしに彼女の夫の所帯に居住したことののために 2005 年に Kyaukphyu で逮捕された Kyaw Min の義姉妹は、刑期を完

了した後に釈放された。

恩赦

当局は、政治犯の Su Su Nway と Aye Myint を釈放した((第 4 節および第 6.c.参照)。過去数年とは異なり、国会議員は刑務所から釈放されなかった。それどころか、この年早く、当局は、Rangoon Division Mayangone Township の NLD 国会議員、Than Nyein と May Win Myint の刑期を 1 年延長した。

e. 公正な公判の拒否

司法は、政府から独立していない。SPDC は最高裁判所の裁判官を任命し、次に最高裁判所の裁判官が SPDC の承認を得て下級裁判所の裁判官を任命する。これらの裁判所は、SPDC により制定された命令(実効的に法律の力を持っている)に基づいて事件を裁く。裁判所制度は、町、地区、州、国レベルの裁判所を包含している。

裁判手続き

政府は引き続き命令により支配し、公正な公判またはその他の権利を規定する立憲規定により拘束されなかった。英国時代の法制度の遺物が形式的には残っているが、裁判所制度およびその運用は、特に政治事案の取り扱いにおいて、著しく損なわれた。緊急対策法、不法結社法、常習犯法、破壊分子の危険から国家を保護する法律を含む包括的法律の乱用および政治的目的のための裁判所の操作により、引き続き公正な裁判に対する市民の権利が奪われ、反対意見が鎮圧された。さらにまん延する腐敗によりが司法制度の中立性が根底から覆された。

刑事裁判手続きと政治裁判手続きの間に根本的な差異がある。弁護人により代理される権利を含む基本的な適法手続きの権利は刑事犯罪訴訟では一般的に尊重されているが、特に微妙な内容を含むと政府が考える政治的事案では尊重されない。刑事犯罪訴訟では、弁護人は裁判の準備のために 15 日の余裕を与えられ、証人の喚問および反対尋問を行うことができ、また、訴訟準備のために 15 日間の遅延を申請できる。しかし、弁護人の第一の職務は依頼人の有罪に反証することではなく(依頼人の有罪は、通常、既定の結論である)、依頼人のために可能な限り短い刑期を得るために裁判官と取り引きすることである。信頼できる報告の示すところによると、政治事案では政府当局上層部から証拠または法律に関係なく判決が指示された。政治裁判は、一般市民に公開されない。

2003年のDepeyin 攻撃に関連して逮捕されたNLD 党員と153人の民主化運動支持者は、公開裁判に付された。

NLD 党員は、一般的に、弁護士が収監される恐れを抱くことなく弁護士の助言を依頼できるように思われた。しかし、弁護士には、必ずしも裁判の開始日が通知されない。この年の末に14人の弁護士が収監されていた。大部分は1998年以前に刑を宣告された。

政治犯および被拘留者

年末現在、政治犯(約1,150人)、武器商人、国家治安法の違反者、宗教的騒乱の醸成被疑者を含む約1,300人の「治安被拘留者」が存在した。政府は、一般的に政治的被拘留者を刑事犯罪で告訴するので、被拘留政治犯の存在を否定する。

2月7日、裁判所はNLD 党員、Ko Ko Myint と Thein Zaw に対して、当局によりひそかに置かれたと主張されたアヘン所持の廉で7年の刑を宣告した。Ko Ko Myint は、3カ月前に5年の刑期を完了していた。Rakhine State の当局も、当局がひそかにバングラデシュの通貨を被疑者宅に置いたとされた後に2005年7月に外国通貨違反の廉で逮捕したNLD 党員、San Shwe Tun および Aung Ban Thar を訴追した。地域および州の裁判所が2005年6月の控訴を却下した後に、Sittwe の裁判所は、3月、違法な通貨で取引を行った廉で彼らに3年の刑を宣告した。

3月25日、当局は、Rangoon Division Thaketa Township の前NLD 党員、Aung Thein を他の4人とともに逮捕し、衛星電話により国外の反対勢力と接触した廉で告訴した。続いて、Aung Thein は20年の刑、Thein Oo は25年の刑、Aung Moe は15年の刑、Khaing Mar Soe は15年の刑、Khin Maung Win は3年の刑を、それぞれ、宣告された。

7月31日、Mandalay の当局は、USDA からの圧力により6月に辞任した Madayar Township のNLD 組織委員会の前メンバー、Nyein Maung を逮捕し、町の裁判官 Khin Mar Yi の夫をのしつた罪により彼に1年の刑を宣告した。

9月27日、警察は、88年世代学生グループの活動家で元政治犯の Min Ko Naing、Ko Ko Gyi および Htay Kywe を逮捕した。9月30日、警察は、さらに、2人の88年世代学生グループ活動家、Min Zeya および Phone Cho を逮捕した。Phone Cho の兄弟、やはり政治犯の Thet Win Aung が10月16日にMandalay 刑務所で死亡した(第1.c.節参照)。年末現

在、5人の活動家が告訴されずに拘留されている。法は、裁判所に対し2週間以内の告訴を伴わない拘留およびその後の2週間延長拘留2回を許容している。そして、当局は、Rangoon各地の裁判所において活動家を裁判官の面前に呼び出すことなく活動家の拘留を延長し続けた。

88年世代学生グループは、Aung San Suu kyι およびすべての政治犯の釈放を支持する署名を集める全国運動を組織し、50万以上の署名を集めた。10月5日、USDA(警察ではない)の要員により、Monyo Townshipの全村から署名を集めたNLDの奉仕活動家Win KoがBago DivisionのLetpadan Townshipで逮捕された。Letpadan Township裁判所は、無許可宝くじに参画し、職務執行中の公務員を妨害したという根拠のない罪により3年の自由刑を宣告した。11月12日、裁判所は、Wink Ko およびその仲間のPhyo Zaw Lattに対し詐欺および詐欺謀議の廉で14年の追加自由刑を宣告した。かれらのいずれも秘密裁判中に法的代理を許可されなかった。年末現在、Win Koは、Bago DivisionのPaungde刑務所に収容されたままである。

2005年2月に逮捕されたシャン民主主義民族同盟(SNLD)の議長と書記、Hkun Htun OoとSai Nyunt Lwin およびその他の8人のシャン族指導者は、この年末現在、遠隔刑務所に収容されたままである。弁護士が2月末に不服を申し立てたが、裁判官は理由を告げずにこの不服を即座に却下した。政府は、転覆のほか為替規則違反を含む政治的・経済的不正行為疑惑に関わるその他の8訴因の罪でSNLD指導者の秘密裁判をInsein刑務所で行った。Hkun Htun Ooは2回の終身刑プラス53年の自由刑を受け、部隊司令官のHso Tenは3回の終身刑プラス46年の自由刑を受け、そしてSai Nyunt Lwinは3回の終身刑プラス25年の自由刑を受けた。

2005年2月に逮捕され、Aung San Suu kyιの協力者の名簿を仲間の大学生に与えた廉で14年の刑を宣告されたTaunggyi選出のNLDの国会議員、Kyaw Khinは、年末現在収監されている。

国家の名誉棄損および旅館・旅行社法違反の廉で2005年に13年の自由刑を宣告されたShan State協議会のメンバー、HsipawのSao Oo Kyaは、収監されたままである。

Chin StateのMomauk Townshipで2005年8月に逮捕された大学生、Ja Nawは、年末現在、収監されたままである。Ja Nawとともに逮捕された仲間の学生、Win Moe およびBran Awng Sanは、2週間の拘留の後に釈放された。これらの3人は、逮捕されたとき、アムネスティ・インターナショナルにより発行された人権に関する教育コンパクト・ディ

スク、サルウィン川水力発電所プロジェクトに反対する書籍および麻薬反対問題に関する教育資料を所持していた。

収監されているその他の政治犯は、以下を含む。タイにおける亡命グループとの「不法結社」の廉で 2004 年に 7 年から 22 年の自由刑を宣告された Mandalay Division の 11 人の NLD 党员、信用できる証拠がないにも関わらず他の NLD 党员とともに 2004 年に 7 年の刑を宣告された Mandalay Division および Rangoon Division の NLD 町幹部 Than Than Htay および Tin Myint、タイの亡命グループと連絡した廉で 2004 年に 7 年の自由刑を宣告された Mon State Theinzayat Township の NLD 党员、Ye Ye Win、San Ya および Ye Htet、「大衆に訴える」と題するリーフレットを所持・配布した廉で 2005 年に終身刑を宣告された 5 人の NLD 党员、未登録オートバイ所持および当局者公務執行妨害の罪で 2004 年に 5 年の自由刑を宣告された NLD 党员の Kyaw Swe。

政府は、破壊分子の危険から国家を保護する法律に基づいて日常的に刑期を延長した。内務相は、2 カ月ずつ 6 回、合計 1 年まで刑期を一方的に延長する権限を持っている。SPDC 議長の上級大将、Than Shwe は、宣告刑期に 5 年を追加できる。過去数年と異なり、政府は、この法律に基づいて拘留されている囚人を釈放しなかった。

NLD 書記長、Aung San Suu kyi は、起訴も裁判もなく自宅軟禁されたままである。1990 年総選挙における NLD の勝利記念日の 5 月 27 日、SPCD は、彼女の拘留をさらに 1 年延長した。やはり構内から去ることを禁止されており、一緒に生活している 2 人を除いて、彼女は隔離拘禁状態にある。NLD 副議長、Tin Oo も裁判なしで自宅軟禁状態にある。2 月 14 日、当局は、彼の自宅軟禁を 1 年延長した。この年末までに、2003 年の Depeyin 攻撃中およびその直後に逮捕された他の 151 人は、釈放された。

民事司法手続きおよび救済

民事司法手続きおよび救済は理論的に存在するが、実際には告訴人が公正な審問を受ける保証はない。2005 年、弁護士団が国家の妨害または破壊を企てる者から国家を保護する法律に基づく Aung San Suu kyi の拘留命令に異議を申し立てる上訴を提出した。法律は、政府の命令を内閣に直接上訴することを許容しているが、内閣はこの上訴を無視した。

f. プライバシー、家族、自宅または通信に対する恣意的干渉

破棄された 1974 年憲法もその後の法的措置もプライバシーに対する権利を規定せず、当

局は日常的に市民のプライバシーを侵害した。政府は、その諜報ネットワークおよび行政手続きを通じて、組織的にすべての市民の旅行を監視し、多くの市民、特に政治的に活動的であると分かっている人々の活動を厳重に監視した。

裁判所の命令なしの強制侵入は、合法的である。法は、届け出済みの住居以外の場所で夜を過ごす者は前もってその場所を通知しなければならない旨規定している。自宅に居住していない者を客にする世帯は、顧客名簿を維持し、それを警察に提出しなければならない。この法律は選択的に執行されるが、当局は、Mandalay および Rangoon における 2005 年爆発後に実現された高い執行レベルを継続した。区レベルの係官は、未登録訪問者を摘発する住宅の抜き打ち夜間臨検を強化した。この年の間、Rangoon Division の当局は、政府の係官が住居の夜間臨検を行うときに使用するために撮影された「家族の写真」を常備するよう各世帯に要求し始めた。各家庭は、一般的に市場価格より相当高額なその写真の費用を負担すること、および許可された居住者の写真を自宅に永久的に掲示するよう要求された。

治安要員は、日常的に私信、電話、郵便を検閲した。

当局は、おしなべて、市民による外国出版物の直接購読を阻止し続けた(第 2.a.節参照)。

政府は、引き続きすべての両方向電子通信機器の免許および調達を厳重に管理・監視した。未登録の電話、ファクシミリ装置、またはコンピュータ・モデムの所持は、投獄により処罰される。未登録コードレス電話機の利用者は、3 年以下の懲役および高額の罰金を科される。

弱い私権と貧弱な土地所有記録のために政府による個人の強制移住は、容易であった。法は土地の私有を許容していないが、いろいろな種類の土地利用権を認めている。しかし、その多くは自由に譲渡できない。植民地から独立した後の土地に関する法律は、土地に対する私権が生産用途の使用を条件としていた植民地時代の伝統も復活させている。

この年の間に農村地域における強制移住が増加した。伝えられたところによると強制移住に続いて、強姦、処刑、軍隊のための基礎施設を建設する労働の強制が行われた(第 1.c.節、第 1.g.節、第 2.d.節参照)。数十年の間、歴代の軍事政権は、武装民族グループに対する支援を断つために少数民族グループに対する強制移住戦略を採用してきた。

都市地域における強制移住の報告は引き続き減少した。しかし、伝えられたところによる

と政府は「治安」上の理由により所帯の強制移住を継続した。Rangoon において人々は、商業上の利益のために使用できる地所にあった自宅または住居から強制的に退去させられた。ときとして、強制立ち退きさせられた人々は、不十分な補償しか与えられなかった。Bago の当局は、都市開発プロジェクトを行うために住民を彼らの土地から立ち退かせた。この土地は後にプロジェクト不向きとされたが、住民は復帰を許されなかった。2005 年 11 月、政府は、大部分の公務員に家族を同伴せずに Mandalay Division の Pyinmana に近い新しい行政首都 Nay Pyi Taw に移住するよう命令し、移住する代わりに退職することを許可しなかった。年末現在、家族の住居および学校がないために多数の公務員が Rangoon の家族との別居生活を強いられている。

政府の軍隊が強制的に移住させられた人々または自分の家から離れている人々から財産および所有物を略奪・没収したという多数の報告がある。これらの資材は、しばしば、軍事建設のために使用された。外交筋の報告によると、個人所有の車両を軍用または VIP 輸送のために、その車両の所有者に補償することなく徴発することは、全国であたりまえのことである。この慣行は、特に Shan State、Kayah State、Karen State、Mon State、および Bago Division で広く行われている。

同じくこれらの地域において、数千の市民がかねらの父祖伝来の土地から立ち退かせられ(多くの場合、続いて彼らの家は焼き払われた)、戦略的地域における SPDC 部隊により厳しく管理される定住地に移住させられた。ほかの事例では、自分の家から放逐された村人は、十分な食糧、身の安全、基本的医療もなく、大量の地雷が埋設されていることが多い森林地帯に逃げ込んだ(第 1.g.節参照)。

強制移住は、多くの場合、隣国または国土のうち政府により管理されていない地域に向かう大量の難民流を発生させた。一部の地域では、政府は、元の居住者をビルマ人により置き換えた。Karen State では、軍隊が少数民族カレン人を民主カレン仏教徒軍(DKBA)により管理されている地域に強制移住させたか、またはそれを試みた。

数件の信ずべき未確認情報によると、政府は、補償を行うことなく財産を没収した。また、政府が農民を虐待・搾取した旨の数件の報告がある。伝えられたところによると 12 月、Rakhine State の Ponnagyun Township の当局は、軍隊による耕作のために地元の農民から 5,000 エーカーの土地を没収した。報道によれば、西部地区司令部の Ne Win 大佐がこの土地没収を監督した。

軍の要員も日常的に家畜、燃料、食糧、養魚池、アルコール飲料、車両、金銭を押収した。

このような悪習は、広く行き渡っている。全国の各地域の司令官が、市民に金銭、食糧、建築資材の寄付を強要した(第 1.c.節および第 6.c.節参照)。

政府軍部隊と反政府軍部隊が児童を含む強制徴兵を行った(第 1.g.節および第 6.c.節参照)。

政府職員は、一般的に政党への加入または支持を禁止されている。しかし、この禁止は、選択的に適用された。政府は、ほとんどすべての公共部門の職員および学生を含む人々に政府の大衆動員組織(USDA、MWAF およびミャンマー母子福祉協会(MMCWA))への加入および体制支持の集会への参加を促すために強制および脅迫を行った(第 2.a.節参照)。政府は、NLD およびその他の反対政党の党員の脱党を誘惑または強制するために強制を行い、また、強制脱党者を政府メディアで公表した。

女性市民と外国人の結婚は禁止されており、政府は地方弁護士に対しこのような結婚の証人にならないよう命令した。しかし、この禁止は強制されなかった。

g. 国内対立における過度の暴力およびその他の虐待

Shan State Army-South (SSA S)、カレン民族革新党(KNPP)および KNU の武装部門(カレン民族解放軍)(KNLA)を含むいくつかの反政府民族グループが自治または独立を求めて政府との戦闘を継続した。KNU と政府間の 2003 年停戦にも関わらず、2005 年 9 月に Bago で始まった戦闘がこの年の間 Karen State 北部の他の多くの地域に広がった。

カレンの NGO 筋の報告によると、軍事作戦は 1 月から 7 月にかけて拡大し、Bago Division の Nyaunglebin、Karen State 北部の Thandaung および Hpapun のほか Kayah State の Mawchi 周辺において政府軍が大規模な攻勢を起こした。モンスーン中の小康状態の後、国軍は、この地域のカレン民間人の村々に対する攻撃を再開した。この軍事作戦の結果として、重大な人権侵害が発生した。25,000 人と推定されるカレン族の人々が自分たちの村の放棄を強いられ、ジャングルに IDP として隠れた。伝えられたところによると約 3,000 人の人々が政府管理地域の町の縁者宅に避難所を求めた。国軍が Thandaug および Mawchi 付近の村人に市場利用を禁止したため、彼らは農産物を売ること米を買うこともできなかった。信頼すべき筋の報告によると、Mawchi および Thandaung 周辺のすべての村では絶望的に食糧が不足した。政府軍兵士が Thandaung の先の”Mile 20”に位置する約 25 軒のカレン人の村を破壊し、その住民を皆殺しにしたという報告があった。

政府は、KNU がカレン人の村を攻撃し、この問題について政府を非難するために村人に

逃亡を強いたと主張した。しかし、タイに逃げたカレン人難民の報告によると、彼らの村を砲撃し、定常的に彼らに砲弾を含む重い荷物を運搬させ、彼らの逃亡を強いたのは、カレンの部隊ではなく、政府軍の兵士である。難民たちは、政府軍が彼らの家屋と穀物倉を焼き払い、家畜を没収したことを逃げ去った後に知ったと付け加えた。難民および IDP の報告によると、兵士たちは、村々を略奪し、焼き払った後、村人の復帰を阻止するために、しばしば地雷を埋設した。兵士たちは、しばしば、自分の財産を取り戻しに村に帰ろうとしたカレン人の村人を射殺した。

11 月、政府軍は、Kayah State Mawchi Township の Htee Sar Pe というカレン人の村を攻撃し、そこで 1 人を殺し、もう 1 人に重傷を負わせ、数軒の家屋を焼き払った。政府軍は、近くの He Daw Khaw Village でも教会を残して 25 軒の家屋を焼き払った。伝えられたところによると、年末現在、これらの村人たちは依然として周囲の森林地帯に隠れている。

Shan State の中部および南部において、治安部隊は SSA S との戦闘を続けた。国軍は、この地域において、伝えられたところによると村人の殺害、強姦およびその他の虐待を伴う村人の強制移住計画を継続した。

カレンの NGO 筋の指摘によると、断続的平和会談に関わらず、この年の間に Karen State における人権侵害が増加した。Bago Division の Taungoo Township の西および Nyaunglebin Township において政府軍兵士と KNLA 間の戦闘の報告があった。9 月の数週間の間、Taungoo の東の幹線道路が Mile 13 付近で閉鎖された。多数のカレン人の村が攻撃され、焼き討ちされて、数百人の村人がわずかな食糧を抱えてジャングルに逃げ込んだ。この年末、国軍は、Mile13 を越える食糧の移動禁止を継続した。

伝えられたところによると、Bago Division の Taungoo Township および鉄道線路沿いで発生したと伝えられる小型即席爆弾の爆発後、国軍は、この年の間、地方の村人に対し彼らの村落付近の鉄道線路の夜間巡回を強要した。

以下を含むカレンの地域社会に対して犯された数々の殺人、傷害および破壊行為の責任者を政府が調査したという報告も、その他の方法でそれらの者の調査・処罰を試みたという報告もなかった。すなわち、2005 年 7 月に発生した Tanintharyi Division Palaw Township の沖合の島に隠れた 27 人のカレン人村人の国軍による虐殺、2005 年 12 月に起きた Kayah State Mawchi 付近の Gee Gaw Pe Village における 26 軒の家屋の焼き討ち(これにより 610 人の住民が避難を余儀なくされた)、2004 年に発生した Bago Division Shwegyin

Township および Nyaunglebin Township のカレン人村落に対する国軍の攻撃(これにより 4,700 人が永久に村を追われた)、2004 年 5 月に起きた Bago Division Taungoo District における市民に対する攻撃、2004 年 5 月に国軍により Bago Division Nyaunglebin Township 北部のモン人の町において村人に課された強制労働。

この年末現在、伝えられたところによると国軍は、Bago Division の Taungoo District および Karen State 北部の Hpapun Township に逃げたカレン人避難民の追跡を続けている。

以下を含む紛争地域およびその他の少数民族地域における過去の強姦事件に対する政府調査の報告はなかった。すなわち、モン族地域社会指導者により報告された 2005 年の 4 件の政府軍兵士による強姦事件、2005 年に発生した Kyanung Taung 警察署の Shew Aye 警視長による Rakhine State Ponnagyun Township の 24 才の女性の強姦、2005 年に発生した Kyaun Thaya 海軍基地の Thein Shwe 上級曹長による Rakhine State Myebon Township の小学校教師の強姦容疑事件、2004 年に起きたタイ国境付近の国軍兵士によるシャン族女性の輪姦および 8 歳の少女の強姦、2003 年 4 月に発生した Mon State 南部駐屯国軍要員による強姦事件。

第 2 節 以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

法律は、政府に言論の自由および報道の自由を制限することを許容し、政府は、これらの自由を厳しくかつ組織的に制限し続けた。政府は、引き続き、政府に批判的な意見を公表した市民および反対意見を表明した出版物を配布または所持した市民を逮捕し、拘留し、有罪とし、投獄した(第 1.d.節および第 1.e.節参照)。治安機関も反政府的意見を持つと思われる人々を監視し、かつ、それらの人々に対する嫌がらせを行った。

政府は、引き続き、1990 年に議会に選挙された人々および政党の指導者を含むすべての人々による体制を批判する公開演説を禁止するために暴力を使用した。政府は、わずかな例外を除いてこの政策を首尾一貫して追求した。

3 月 29 日、Bago の当局は、4 人の青年、Aung Than、Zeya Aung、Aung Aung Oo、および Sein Hlaing を「闘うクジャクの強さ」(民主化運動の象徴である)と題する詩を発表した廉で逮捕した。6 月 9 日、4 人は、「大反逆罪」の廉で 7 年から 19 年の自由刑を宣告された。

NLD は、引き続き、政治改革に関する実質的対話を強く要求し、かつ、反対派の投獄を含む政府の政策および行為に対する批判を公に表明した(第 1.a.節および第 1.d.節参照)。しかし、係官の公務執行妨害容疑で 2 年の自由刑を宣告された父子に関する 2005 年の事案を除き、裁判所は、NLD のすべての法的上訴を即座に却下した。

政府は、国内すべてのラジオおよびテレビ放送施設を所有・管理し、すべての印刷刊行物の内容を管理している。公式マスメディアは、依然として政府の宣伝機関であり、反対意見については反対することを除き、一切報道しない。

民間マスメディアも存在するが、政府の報道治安委員会がすべてのマスメディアおよび刊行物を管理しており、報道に関する独立した解釈または意見を提供しようとするすべての試みに対して措置を講じた。情報省は、民間マスメディア発行者に対し、そのマスメディアが政府の承認した題材を印刷する限り、免許を発行する。民間マスメディア免許の約 1/3 は、政府の職員または支持者により保有されている。残存する外国報道機関は、この国に拠点を持つ海外駐在員を持たず、現地レポーターに依存している。これらの報道機関の支局長は、政府により国際会議の取材のために招待された場合を除いて、ジャーナリスト・ビザでの入国を許されることはめったになかった。

3 月 24 日、Thaung Sein および Moe Htun は、新首都 Nay Pyi Taw の建物の写真を撮影した事で 3 年の自由刑を宣告された。そこでの写真撮影の正式禁止は存在しない。しかし、彼らは、免許なしにビデオの商売をしたために有罪とされた。

多数の著名な作家およびジャーナリストが政治的意見を公表したために投獄されたままになっている。国境なき記者団の報告によると、この年の末に以下を含む少なくとも 7 人のジャーナリストが牢獄につながれていた。すなわち、英語とビルマ語の週刊新聞ミャンマー・タイムスの共同所有者である Myat Swe (Sunny SWe)とその父親 Thein Swe、Thaung Tun、Than Win Hlaing、Monywa Aung Shin、および Ne Min。1989 以降収監されている Hanthawady Daily 新聞の編集者であったジャーナリスト、Win Tin は、最も長く服役している政治犯だと思われる(第 1.c.節参照)。政府の検閲局は、服役中のこれらの人々の著作の出版も配布も禁止した。

この年の間に収監中のジャーナリストが釈放されたという報告はなかった。

すべての私有出版物は、依然として国家検閲局による出版前検閲の対象であった。一部に

は、検閲の承認を得るために必要な時間のために、民間報道定期刊行物は一般的に週刊で発行された。

政府は、民間定期刊行物に対し NLD 本部を訪問し、学生指導者と面会した外国使節団を批判する記事と写真の掲載を強要した。政府規制は自己検閲を奨励し、出版物は一般的に国内政治ニュースも微妙な内容の経済的・政治的主題も報道しない。

輸入出版物もやはり国家検閲局による流通前検閲の対象であり、国家検閲局により承認されていない出版物の所持もやはり重大な犯罪である。題材の微妙さに応じて、政府の役人は、しばしば、一定の書籍の輸入を許可する見返りとして賄賂を取る。政府は、外国の定期報道刊行物の正当な輸入も制限し、また、外国定期刊行物の購読を妨げる(第 1.f.節参照)。しかし、外国の新聞は、Rangoon で購入できる。一部の外国の新聞および雑誌は、検閲なしで流通している。しかし、政府は、これらが政府の批判記事を掲載した直後の 5 月から 8 月まで、これらの輸入を禁止した。

政府は、一般的に外国のジャーナリストにほとんどビザを発給しない。しかし、政府は、National Convention が 10 月 10 日に再開されたときに、外国のジャーナリストに再びビザを発給した。政府は、政治的問題に関する政府の見解を伝えるために数回記者会見を行った。国際マスメディア組織の代表者および外交団が出席するよう招待された。

広く行き渡っている貧困、識字能力を持つ人が限られていること、インフラが貧弱であることから、ラジオが依然としてマスコミの主要な媒体である。報道定期刊行物は、都市地域以外ではめったに流通していない。政府は、引き続き、2 つの国内放送局を独占し、その内容を管理した。Radio Free Asia、Voice of America、BBC、および Democratic Voice of Burma (DVB) のような外国ラジオ放送は、依然として未検閲情報の主要な源泉である。

年末現在、「非合法組織」との接触、衛星電話の所持およびタイへの不法旅行の廉で 2005 年に有罪を宣告された NLD 党员 Hla Myint Than とその他 8 人は、8 年から 25 年の刑に服役中である(第 6.a.節参照)。

政府は、引き続き、すべての国内テレビ放送(提供しているのは国軍チャンネルを含む 3 チャンネルのみ)を独占し、かつ、その内容を厳しく管理した。一般国民は、衛星テレビ受像機を高額の料金で登録することを許されている。非合法衛星テレビも利用できるが、衛星テレビの視聴は大多数の国民にとって手が届かない。

法律によると、国家の検閲局により承認されていないビデオテープを公開、配布、所持することは刑事犯罪である。政府は、引き続き、未検閲の外国ビデオテープおよび DVD を取り締まったが、海賊版コピーが街頭に広く出回っている。

インターネットの自由

インターネット通信の監視に関する法規もインターネット経由の表現の自由の行使に対して処罰を規定する法規も存在しない。しかし、政府は、インターネット通信を監視し、人々はこのような通信活動に自由に従事できなかった。

インターネット・ユーザーが 1 つのウェブ・サイトを長時間利用すると、そのサイトが国家の問題に関連していることを警察が発見した場合、警察はそのサイトに対するアクセスを阻止する。E メール・メッセージは、受信者に届くまで、ときとして数日かかり、しばしば、付属ファイルが除去された。これは SB が発着信 e メールを検閲しているためだと市民は考えている。

政府は、すべてウェブ・サイトに体制およびその活動に対する批判を禁止した。当局は、また、Yahoo および Hotmail のような無料 e メール・サービスへのすべてのアクセスを定期的に禁止した。Googletalk および Skype ウェブ・サイトが長距離通信の一般的な手段となり、政府の電話事業の収入が失われる結果を招いた後、6 月、通信・郵便・電信相は、Gmail、Gtalk および Skype により提供されるインターネット電話サービスを禁止した。

政府は、ビルマ、麻薬、軍事政権、民主主義、学生運動、8888 および人権のような疑わしいと考えられる単語を含む大部分のウェブ・サイトを阻止した。ユーザーは、ときとして、DVB および BBC のビルマ・サービスのようなホーム・ページに到達できるが、しかし、これらのサイトの内容にアクセスすることができなかった。ときとして政府は、そのソフトウェアが検閲語を検出したとき、教育またはその他のウェブ・サイトを間違えて阻止した。

e メールを含む電子フォーラムにおける政治的意見、宗教上の意見または反対意見の平和的表明に対する逮捕または処罰はなかった。

すべてのインターネット・カフェは、ユーザーに対し政治的サイトまたはポルノ・サイトに対するアクセスを禁止する注意を表示したが、具体的処罰には言及しなかった。

学問の自由および文化行事

政府は、学問の自由を制限した。大学の教員および教授は、引き続き、他の国家公務員と同様に表現、政治活動、出版の自由を制限された。教育省は、教員に対し政府を批判しないよう定常的に警告した。教育省は、また、教員に対し職務中に政治について論じないよう指示し、政党への加入・支持および政治活動への参加を禁止し、かつ、外国人との面会する際には前もって許可を得るよう要求した。すべての国家公務員と同様に、教授および教員は、USDA に加入するよう要求された。すべてのレベルの教員は、引き続き、自分たちの学生の政治活動について責任を問われた。外国人は、事前の許可のない大学キャンパス訪問および卒業式を含む学生の関係する一切の会議への出席を禁止された。

ここ数年の間に、政府は、学生の騒乱の可能性を制限する多数の措置を講じた。学部のキャンパスは遠隔地に移転され、教員と学生は騒乱行為に対し厳しく処置されると警告され、大部分の学生寮は閉鎖された。教育の品質は、多数の学生が自学自習または家庭教師学習を選択するほどに低下した。政府は、夏休み中にも開校しているその他の学校の周囲を厳重に警備した。

政府は、この国のわずかな民間教育機関とその教科を厳しく管理した。同様な管理が仏教僧院に基礎を置く学校、キリスト教神学校、およびイスラム教神学校にも適用された。この年の間、政府は、民間学習講座を厳重に取締り、この慣行の禁止を試みた。個人教師で NLD の支持者、Aung Pe は、個人学習法違反容疑で 3 年の刑を受けて服役中であるが、伝えられたところによると健康を害している。

政府は、すべての文化的行事を厳重に監視・検閲した。5 月、政府は、体制を風刺で攻撃した廉で投獄されたことのある有名なコメディアン、Zargana に対しコメディ出演、Rangoon の社会生活を風刺した彼の新しい映画の宣伝および上映を禁止した。

b. 平穏な集会および結社の自由

集会の自由

法律は集会の自由を制限し、政府は実際にそれを制限した。布告により 5 人を超える無許可戸外集会は禁止されているが、この布告の実施は一貫的ではなかった。NLD の Rangoon 本部を除く NLD のすべての事務所は政府の命令により閉鎖されたままであり、NLD はその本部の建物以外で党活動を行い得なかった。法的に登録されているその他の 9 政党は、

党員会議の開催に際して政府の許可を得るよう要求されている。Rangoon の Shwedagon Pagoda の婦人グループ定例火曜訪問のような NLD 党員を含む非公式会議が NLD 事務所外で行われた。しかし、治安当局はこれらの活動を厳重に監視し、政府は参加者に対し政治的記章、バッジ、政治情勢やスローガンを描いたジャケット、シャツの着用を禁止した。

体制は、引き続き、1990 年に選出された議会の招集を禁止した。1 月 31 日における National Convention (NC) の休会后、体制は、1990 年の選挙結果を無効とし、新憲法を承認する「民主化ロードマップ」の一環として NC を 10 月 10 日から 12 月 29 日まで再招集した。体制は代議員のすべてを選択し、彼らにこの代表者会議について論じることを禁止し、NC または憲法草案を批判する者に対する厳しい法律を施行すると脅した。公開討論に対する制限のために、NLD は、NC をボイコットする 1995 年の決定を継続した。

政府は、ときとして、宗教グループの集会を妨害した(第 2.c.節参照)。

結社の自由

政府は、党員の集会の自由、特に NLD 党員、民主主義賛成支持者および亡命グループと連絡した人々の集会の自由を制限した。6 月 9 日、詩「戦うクジャクの強さ」(第 2.a.節参照)を作詞した疑いを持たれている 4 人のうちの 2 人、Aung Than および Zeya Aung が 1950 年非常時規定法に基づいて「非合法組織」との接触および違法出国(タイへ)の罪にも問われた。彼らは 19 年の自由刑を受け、この年末現在、Insein 刑務所に収容されていた。

この年全体を通じて、政府は、NLD 党員に対して離党を強要し続け、このような離党を政府管理のマスメディアを通じて強調した。

政府は、公務員に対し USDA への加入を強制し、中・高等学校および大学レベルの学生に対し授業登録時または試験直前に USDA 加入を強要した。政府は、熟練職業労働者および専門職協会の会員にも USDA 加入を強要した。MWAF および MMCWA は、女性に対しこれらの会議への出席および組織への加入を強要し続けた。

11 月、町当局の指示に基づき、Magway Division、Aunglan Township の Shwebandaw Village Tract の各村の住民は、USDA の 5 人の新会員を補充しなければならなかった。同様に Aunglan Township 当局は、Nga Pyin Village に対し 5 人の新 USDA 会員および 5 人の新 MWFA 会員の補充を要求した。

一般に、結社の自由は、同業者団体、職業団体および USDA を含む政府承認の団体のみに
ついて存在した。わずかな世俗、非政治的団体が存在するが、存在する団体は、政府の政
策に沿って行動するよう特別の注意を払っている。法的に登録されている 10 の政党が存
在するが、大部分は消滅寸前である。当局は、3 つの反対政党に対しいやがらせと脅迫を
行った。その他の 7 政党は体制の政策を支持する代わりに反対政党より有利な扱いを受け
ている。

c. 宗教の自由

宗教の自由の憲法による支持は、存在しない。正式の国教はない。しかし、政府は、多数
派宗教の上座部仏教に対する選好を示し続けた。宗教省は、「Sasana (仏教)推進・宣伝」
を専門に担当する部局を持っており、また、政府は Rangoon および Mandalay において 2
つの国立仏教大学に資金を供給し続けた。ほとんどの登録宗教信奉者は、一般的に自分た
ちの選択に従って自由に崇拝できた。しかし、政府は一定の宗教活動に制限を課し、他の
宗教よりむしろ仏教を促進している。政府は、人権および政治的自由を推進する仏教僧侶
の活動も制限した。

ほとんどすべての組織、宗教的な組織もその他の組織も政府に登録しなければならない。
公式命令は「純粋な」宗教的組織については登録を免除しているが、実際には、登録した
組織のみ物品の売買および銀行口座の開設を許可された。その結果、ほとんどの宗教組織
が政府に登録した。

政府またはその機関により宗教グループに対して加えられた暴力事件の報告はなかった。

政府は、仏教僧院(Sangha)を管理する取り組みを継続した。政府は Sangha の僧侶を「仏
教に一致せず、かつ、それに有害な活動」の廉で裁判し、また、刑事罰により強制される
行動綱領を Sangha の僧侶に課した。AAPP の推定によると、この年末に 85 人の仏教僧
と修道僧が獄中にある。政府は、政府に反対する仏教僧を躊躇なく逮捕・投獄した。政府
は、また、Sangha の僧侶に対し表現の自由および結社の自由に関する特別の制限を課し
た。Sangha の僧侶は、政治に関する説教を行うことは許されなかった。宗教の説教は、
政治的意見を反映する一切の単語、語句、物語を含んではならない。Sangha 僧侶は、政
治、政党、政党员との間に距離をおかなければならない。政府は、国家聖職者調整委員会
(Sangha Maha Nayaka Committee)の支配下にある 9 つの国家公認僧院以外の一切の
Sangha 組織を禁止した。政府は、すべての僧侶に対して政党の党员となることを禁止し
た。

8月13日、当局は、Rangoon 付近の Maggin 僧院で HIV/AIDS 犠牲者に敬意を払う儀式の準備をしていた 11 人の HIV/AIDS 活動家を拘留した。また、8 月、地方当局は、Maway Division の Yenangyaung Township の Yeiktha 僧院の僧侶、Sayadaw Einthariya に対し HIV/AIDS 犠牲者の援助を停止するよう圧力と脅迫を加えた(第 5 節参照)。

8月13日、Rakhine State の Toungup Township の当局は、Bu Shwe Maw 村の僧院において 5 人の仏教僧侶および 15 人の信者を逮捕した。村人が彼らの村の指導者たちの過度の腐敗を上級当局に報告したため、これらの指導者は、この僧院が NLD 党員に構内集会を行わせていると主張することにより村人に復讐した。年末現在、これらの 20 人は獄中にある。

政府は、引き続き、少数派宗教グループによる宗教建造物の建築を規制し、特に仏教徒に対し積極的に布教するキリスト教徒グループおよびイスラム教徒グループの教育活動および布教活動を制限した。政府は、また、宗教の聖地および学校の破壊を許可した。

Rakhine State のイスラム教消息筋の 8 月の報告によると、政府の国境保安部隊、NaSaKa は、Rathedaung Township の Rohingya イスラム地域社会に対して宗教施設を閉鎖するよう命令した。この閉鎖命令は、8 カ村における 5 個所のモスク、4 個所のイスラム神学校、18 個所の小児イスラム神学校、3 個所のコーラン朗唱センターを対象としていたが、年末現在、当局は 2 個所のイスラム神学校の再開を許可した。この年の間、NaSaKa は、Rakhine State の北部においてモスクの恣意的「検査」を行い、モスク職員にモスク運営許可証を提示するよう要求した。モスク職員が許可証を提示できなかったため、NaSaKa の係官は信徒団にモスクの破壊を命令した。伝えられたところによると信徒団は、この年の間に Buthidaung において全部で 7 個所、Maungdaw で 2 個所のモスクの破壊を強制された。

この年の間に、区の職員が教会グループの指導者にグループの責任について指示を与えた後に、Rangoon の Full Gospel Assembly Church が活動を再開した。2005 年 9 月、当局は、信徒団に対し、この教会は住宅地域に位置しているため、もはやここでは礼拝できないと通知していた。しかし、大部分チン人からなるこの信徒団は 10 年以上も前から何の問題もなくここで集会を続けてきたのである。

この国の大部分の地域において、裏通りまたはその他の目立たない場所に小さな教会またはモスクを建てようとしたキリスト教徒とイスラム教徒のグループは、ときには、それを

進めることができたが、それは地元当局の非公式許可のあった場合のみであった。これらのグループの報告によると、正式要求は長い間待たされた上、一般的に拒否され、また上級当局により覆される場合もあった。

政府の広範囲にわたる国内治安機構が宗教組織を含む事実上すべての組織の会議および活動に潜入・監視した。宗教活動および宗教団体は、表現および結社の自由に対する制限を課された。

政府は、公共部門の上層部において非仏教徒を差別した。国軍および官僚組織内の昇進は、一般的に仏教信奉者の候補生であることが条件となっている。SPDC、内閣、国軍の現役将官級将校の中には仏教徒でない者は、存在しない。政府は、イスラム教徒の国軍参加を積極的に阻止し、また、少佐の位を超えて昇進したいキリスト教徒またはイスラム教徒の将校は仏教に改宗するよう勧奨された。Chin State のような一部の少数民族地域においては SPDC が国軍軍人に金銭的および昇進的誘因を与えてキリスト教徒の Chin 女性と結婚し、ビルマ語を教え、仏教徒に改宗させているとの報告があった。

当局の強制改宗活動は中止されたように見えるが、引き続き非仏教徒を仏教に改宗させるために他の手段が使用された証拠があった。キリスト教徒 Chin 人は仏教の学校および僧院へ出席するよう圧力をかけられ、仏教に改宗するよう奨励された。キリスト教徒 Chin 人の報告によると、現地当局は仏教徒のみ入学できるハイスクールを運営し、その卒業者に公共の職を約束した。キリスト教徒は、入学するために改宗しなければならなかった。亡命 Chin 族人権グループの主張によると、現地政府係官が Chin 人キリスト教徒の子供を仏教僧院に入らせ、そこで子供たちに仏教教育を施し、両親の了解もなく仏教に改宗させた。その他の報告によると、政府は、Sagaing Division の Naga 少数民族グループの人々を同様な手段により仏教に改宗させようとしている。

政府は、すべての聖職者による布教を阻止した。一部のキリスト教教団およびイスラム教を含む伝道宗教がこの制限により最も強い影響を受けた。一般的に政府は、ほとんどすべての外国宗教伝道団体を追放し、ほとんどすべての私立学校および病院を国有化した 1960 年代半ば以降、この国における永久的外国伝道団体の活動を許容していない。

仏教の教義は、引き続き、すべての国の小学校で国定必須教科の一環である。生徒は仏教教育を回避することができ、一部の生徒は回避したが、国の学校の生徒は毎日仏教の祈りを朗読するよう要求される。一部のイスラム教徒はこの朗唱中教室から出ることを許されたが、一部の学校では非仏教徒も仏教の祈りを捧げるよう強制された。

国民およびこの国の永住者は、しばしば帰属宗教および人種を示す政府発行の国民登録カードの携行を要求された。身分証明書に個人の宗教を示すか否かを定める一貫した基準は存在しないようである。国民は、パスポートのような一定の公式出願書式上で自分の宗教を示すよう要求された。

政府はイスラム教徒の毎年のメッカ巡礼および仏教徒のインド Bodhgaya 巡礼を許可しているが、巡礼者の人数を制限した。推定 4,000 人のイスラム教徒が Haji 巡礼を申請したが、政府官庁の Nay Pyi Taw への移転から生じた事務処理の複雑化のために 11 月末までにビザを受け取ったのは 3,000 人のみである。推定 2,000 から 2,500 人の仏教徒が Bodhgaya への巡礼を行った。

社会的虐待および差別

2 月、Magway Division においてイスラム教徒と仏教徒間の激しい衝突が起きた。Sinbyukyun Town 付近においてイスラム教徒の男性がビルマ人女性を強姦したとのうわさに応えて、ビルマ人がイスラム教徒およびインド人の民家、店舗、モスクを攻撃し、焼き払った。暴動と略奪が Chauk 町と Salin 町の周囲の町に広がった。現地の治安部隊は当初介入しなかったが、後に数町において厳しい夜間外出禁止令を出して暴力のさらなる拡散を防止した。信頼すべき消息筋によると、当局は、Sinbyukyun において 17 人、Chauk において 55 人を逮捕した(大部分、イスラム教徒)。非公式消息筋の主張によると、この暴動で 3 人が死亡し、10 人が負傷した。伝えられたところによると、この暴力行為により Yenangyaung、Chauk、Sagu における 3 つのモスクが破壊された。当局はこれらのモスクを封鎖し、この報告期間末現在イスラム教徒にこれらの再建を許可していない。当局は、この攻撃の正式調査を行っていない。

これまでの数年と異なり、Rangoon および Arakan State におけるイスラム教徒と仏教僧侶間の衝突の報告はなかった。

Rangoon に現地の 8 家族のユダヤ教徒により使用されている 1 つのユダヤ教礼拝堂がある。反ユダヤ活動の報告はなかった。

詳細な説明については、[2006 International Religious Freedom Report](#) 参照。

d. 国内移動、外国旅行、他国移住、帰還の自由

政府は移動の自由を制限したが、大部分の国民は国内を旅行できた。例外としては、イスラム教徒の Rakhine State の往・復旅行および内部旅行および一部の反対政党党员などである。しかし、国民の移動は厳しく監視され、旅行者は自分の所在を現地当局に通知するよう要求された(第 1.f.節参照)。武力衝突地域では移動は制限された。国民は、恣意的移住を強制された。当局は、党の行事に出席するために Rangoon に旅行した NLD 党员に対し同市の終夜投宿を禁止した。

政府は、引き続き、NLD の指導者 Aung San Suu Kyi および Tin Oo を自宅軟禁し、また、その反対政党指導者の移動の自由を厳しく制限した(第 1.d.節参照)。政府は、ほとんどの少数民族指導者の厳しい管理を継続し、国内旅行を行う前に政府から許可を求めるよう要求した。

Ayeyarwady Division の大きなカレン族地域のようなこれまでに衝突の影響を被った少数民族地域では、引き続き、いたるところに配置された軍の検問所および MSA による監視を含む個人の移動に対する厳しい管理が行われた。国境地域では、検問所において賄賂が強要された。Rakhine State では、多数の規制および検問所がイスラム住民のみを対象とした(第 5 節参照)。

特に、Rakhine State とバングラデシュ間の国境沿いの Buthidaung、Kyauktaw、Maungdaw および Rathedaung の諸町において政府は、国民と見なされていないイスラム教徒 Rohingyas の移動を厳しく管理した。政府は、また、その他の非市民、主として南アジアの人々および中国人に対して国内旅行の事前許可を取得するよう要求した。それに関わらず、中国、タイ、バングラデシュ、インドとこの国の国境は、依然として穴だらけであり、相当な密入国および商業旅行が行われている。

一般市民は、国外旅行のために 3 種類の文書を必要とする。すなわち、内務省発行のパスポート、財務歳入省発行の収入証明書、入国住民省発行の出発証明書である。人身売買の問題に対処するため、政府は、引き続き、女性、特に 25 才未満の女性の国際旅行を妨害または制限した。

政府は、すべての旅券所持者の外国旅行見込みを細心に調査した。旅券および出国ビザの発行の厳しい管理により汚職がまんえんし続けており、申請者は年俸に等しい 230 ドル(300,000 チャット)もの賄賂の支払いを強要される。政府は、日常的に政治的理由により旅券の発行を拒否した。旅券を取得した大学卒業者は(一定の政府職員を除く)、その教育

費用を政府に償還する料金の支払いを要求された。特に、申請者が迅速な処理を促す賄賂を払いたくない場合、旅券を受け取るために数ヶ月かかることが多い。

合法的に移民した市民は親戚訪問のための帰国を許可された。また、違法出国し、外国市民権を取得した者も帰国することができた。

政府は、Rangoon を本拠とする外国の外交官および外国人国連職員の Rangoon 外の観光地への事前の許可を必要としない旅行を許可した。その他のすべての旅行は事前の許可を要求され、恒常的に拒否された。政府は、ICRC 職員に関する要件を放棄した。政府は、外交官を除くすべての外国人および国内居住者に対し、出国許可を申請するよう要求した。

国内の一部の地域への非居住外国人の旅行に対する制限が緩和された。政府は、インターネット経由でやはり出発前申請を要求する団体旅行の「到着時ビザ」制度も開始した。この国の大使館は、一般的に、申請から 24 時間以内に 1 カ月有効の観光ビザを発行する。しかし、人権擁護者、ジャーナリスト、外交官、政界実力者を含む一定の種類の申請者は、政府により承認されたスポンサーの保護の下に政府により承認された目的のために旅行する場合を除き、入国ビザの発給を恒常的に拒否された。

廃止された 1974 年の憲法は、強制追放を規定していなかった。また、政府は、一般的にそれを使用しなかった。しかし、6 月、政府は、亡命 Chin 人反対派 Salai Tun Than の帰国を阻止するために同人のパスポートを無効にした。

政府は、他国から国外追放されたビルマ市民を受け入れる法的処置を講じていない。しかし、政府は、過去において、タイおよび中国から数千人の不法移民の帰国を受け入れた。

引き続き、いやがらせ、抑圧の恐れ、悪化する社会経済的状态により多くの市民が隣国以遠への出国を強いられた。少数民族および少数派宗教グループの居住している国境地区において、政府は、強制労働、土地の没収、食糧と金銭の強制寄付、強制移住の慣行を継続した。この年の間に寄せられた多数の信頼すべき報告によると、治安部隊が Bago Division、Karen State および Kayah State において村々を焼き払い、村人の帰村を阻止した(第 1.g. 節参照)。

これらの政策は、1984 年からこの年の末までに隣国、特に、タイ、インド、マレーシアおよびバングラデシュに数万人の難民を発生させた。

Rakhine State に戻った Rohingya イスラム教徒は立ち去ったことを非難されなかったが、その人種のために差別された。帰還者は、旅行、経済活動従事、教育の享受、出生/死亡/結婚の登録を行う資格に関して厳しい制限に直面した。Rakhine State 外の大学および医学校に合格したこの州のイスラム教徒の若者は、彼らに課された旅行制限のために入学できなかった。

国内強制移住者(IDP)

NGO によると、この国には、この年末現在、500,000 人以上の IDP が存在する。

国軍は、引き続き、特に Bago Division、Karen/Kayah/Shan の諸州における作戦中に数千の村人を虐待し、その故郷から放逐した(第 1.f 節参照)。タイを本拠とする NGO の報告によると、約 25,000 人のカレン少数民族がこの年の間に IDP となった。

難民の保護

この国は、難民の地位に関する 1951 年国連難民条約およびその 1967 年議定書の締約国ではない。法律は庇護または難民の地位の付与について規定しておらず、政府は難民に対する保護を提供する制度を設けていない。しかし、この年の間に、個人が正式にこの国における庇護を求めたという報告も、強制送還の報告もなかった。

国連難民高等弁務官(UNHCR)は、引き続き、「移住により影響を受けた地域社会」と協力する許可を求めてこの年の間中話し合いを行った。政府は、UNHCR に対し、引き続き、政府により市民として認められていない Rakhine State 北部の Rohingyas に人道的援助を提供することを許可した。

4 月、UNHCR は、Karen 州および Mon 州の一部および Tanintharyi Division を含む UNHCR がこれまでアクセスを禁止されていた東南地域において実施提携者と協力することを UNHCR に許可する国境省(NaTaLa)との覚書に調印した。この覚書に基づいて、UNHCR の外国人要員は、この地域における UNHCR のプロジェクト活動の監視も許可された(第 4 節参照)。

政治的権利の尊重：自分たちの政府を変更する市民の権利

市民は、自分たちの政府を変更する権利を持たなかった。1947 年憲法は、市民に選出 MP

をリコールする権利を与える条項を含んでいた。1974 年憲法も同様な条項を含んでいたが、この条項がかつて実行されたという記録は存在しない。しかも、SPDC は、1990 年に選出された議会の招集を阻止し続けた。体制は、強制と脅迫の組織的な使用により自らの政府を変更する市民の権利を否定し続けた。

1962 年以降、現役国軍将校が中央政府および地方政府における最重要の職位を占めており、また、SPDC は現役または退役国軍将校をほとんどすべての省庁の高級レベル職位に配置した。この年末現在、首相の職位および Rangoon、Mandalay、新しい行政首都 Nay Pyi Taw の市長職を含む 33 の閣僚レベルのポストのうちの 30 ポストを現役または退役国軍将校が占めている。

選挙および政治参加

1990 年選挙における NLD の勝利後、体制は、選挙結果の実施を拒絶し、多数の当選候補の資格取り消し、拘留、投獄を行った(第 1.d.節および第 1.e.節参照)。この年の間に 1 人の MP 当選者が国外に逃亡し、2005 年に 1 人が逃れたと思われる。2004 年には、少なくとも 4 人の NLD MP 当選者が国外に逃亡した。

1998 年、NLD の指導者は他の民主主義支援党派とともに 1990 年議会選挙の生存 MP 当選者の大部分から得た権限委任書に基づいて人民の議会を代表する委員会を組織した。この委員会は、それ自身を議会が開かれるまで議会に代わって行動するものであると考えた。これに対する報復として、政府は、NLD を正式に禁止することなく壊滅させるために持続的かつ組織的運動を開始した。当局は、全国において数千の NLD 党員および地方役職者に辞職するよう圧力をかけ、また、党の事務所を閉鎖した。この年末現在、12 人の MP 当選者が政治的理由により獄中にある。その一部は、1990 年代の早期から厳しい状態の刑務所に拘留されている。

1990 年の選挙において 392 人の NLD 党員が議席を獲得した。この数のうち、128 人が選出党員として残っている。残りの内訳は、自己亡命(20)、死亡(74)、強制辞職または収監中(170)である。最後の種類の人々は、さまざまな理由で辞職した。たとえば、USDA は、選出党員の一部に対する「不信任」大会を開催した。USDA および政府官僚は、党員のほかその家族にも圧力をかけた。

10 月 10 日、体制は、1990 年選挙の結果を無効とし、新しい憲法を採択する 7 段階の「民主主義ロードマップ」の一環として、1993 年に最初に招集され、6 月 31 日以降休会して

いた NC を再招集した。体制は、自分に都合のよいように選んだ 1,000 人以上の代議員からなり、17 の少数民族休戦グループの代表者を含む NC を招集した。しかし、体制は、新憲法草案の自由な討議を禁止し、このプロセスを批判しようとする者を 5～20 年の自由刑に科すると脅迫した。公開討論が制限されたため、NLD は、1995 年の不参加決定を継続した。NC は、12 月 29 日以降休会している。

国連政治問題事務次長 Ibrahim Gambari は、5 月と 11 月にこの国を訪問し、上級大将 Than Shwe のほか、NLD 書記長 Aung San Suu Kyi およびその他の NLD 指導者と会談した。年末までに、政府は、当局が人権問題に取り組み、かつ、反対党派指導者との対話を拡大することを求めた Gambari の要請を実行しなかった。

2005 年 7 月にラオスで開催された ASEAN 地域フォーラム中に外相 Nyan Win が国連事務総長特使 Tan Sri Razali Ismail との会談を拒否した後、Razali は 6 月に辞任した。

女性は、政治指導部から除外されている。SPDC、内閣、最高裁判所の構成員の中には、女性も少数民族の代表者もない。

一部の少数民族グループの人々は、完全な市民権も政府および政治における役割も否定された(第 5 節参照)。

政府の腐敗および透明性

腐敗は、政府および社会のすべてのレベルにおいて組織的である。経済人および事業家は、これをこの国における投資および事業遂行に対する最も重大な障壁の 1 つと考えている。

複雑かつ気まぐれな規制環境が腐敗を促進している。当局による腐敗禁止法規の適用はまれであり、かつ、一貫性を欠いており、一般的には、放置できなくなったあまりにもひどい腐敗の張本人たる職員に対して、体制の上級大将が処置を下したいと思う場合にのみ、適用される。7 月初めに政府は、長官の Khin Maung Linn を含む 100 人以上の税関職員を腐敗の罪で逮捕した。国立防衛大学の総長およびその副官も腐敗容疑で退職させられた。

政府はほとんどの公式文書を閲覧させず、また、それを可能にする法規も存在しない。多大部分の政府データは機密扱いにされるか、または厳重に管理される。政府の政策決定は透明ではなく、意志決定は政府の上層部に限られ、新しい政策の公開も説明もめったに行われない。

第 4 節 人権侵害容疑の国際調査および非政府調査に対する政府の態度

政府は国内人権組織の独立活動を許容せず、また、一般的に政府の人権記録の外部調査に対して敵意を持ち続けた。

ICRC およびいくつかの国連組織のほか、約 35 の非政治的国際人道主義 NGO がこの国で活動した。この他に数団体が一時的に存在し、その間、この国における恒久的活動を構築するために必要な長々しい交渉を行った。多くの国際人道主義 NGO および国連機関の報告によると、これらの活動を抑制する政府の圧力が増大し、国際職員によるアクセスがますます困難になっている。

2 月、政府は、人道主義団体の活動を取り締まるガイドラインを発表した。しかし、ビルマ語版は、英語版より厳しい制限的措置を含んでいた。国連機関および NGO は、相互に受け入れ可能なガイドラインに関する合意に到達するべく、この 1 年中政府と協議した。すでにこの国に存在する組織はその活動に関する変化をほとんど報告せず、一方、HIV/AIDS、マラリア、結核に取り組むマルチドナー協会が別個の仕組みについて協議した。

政府は、一部の地域における外国のジャーナリスト(第 2.a.節参照)、NGO 要員、国連機関職員、外交官に対する旅行制限を維持している。人権擁護家は、政府により承認されたスポンサーの保護の下に政府により承認された目的のために旅行する場合を除き定常的に入国ビザの発給を拒否された(第 2.d.節参照)。政府による外国人の移動の監視、政府が外国人との接触に関して市民に行う頻繁な尋問、表現および結社の自由に関する市民の権利の政府による制限、政府の人権侵害に関する情報を外国に与えた市民を逮捕する政府の慣行により、人権侵害に関する情報の収集および調査を行う取り組みが妨げられた。虐待の報告、とりわけ、刑務所または少数民族地域で犯された虐待の報告は、しばしば、虐待が行われたとされたときから数ヶ月または数年後に現れ、検証されることはめったになかった。

一部の国際 NGO および国連機関は、現地訪問に際し NGO の負担で政府代表者を同行するよう要求された。しかし、この規則が一貫して実施されることはなかった(第 1.f.節参照)。外国要員は、プロジェクト現地への旅行許可の取得に困難を覚えた。

立会者のない囚人との面談を行う ICRC の刑務所訪問を体制が中止した 2005 年後半に、ICRC は刑務所訪問の延期を強いられた(第 1.c.節参照)。ICRC は紛争地域への訪問制限の

ために少数民族地域における活動も中止し、そのために通常の独立人道主義活動も実施できなくなった。11 月、政府は、Hpa an、Kengtung、Mandalay、Mawlawmyine、Taunggyi の ICRC 現地事務所の閉鎖を命令したが、後に命令を「明確化」し、事務所は、閉鎖するのではなく、別途通知があるまで、保護、基本衛生および医療を含むすべての現地活動を中止しなければならないとした。政府は、ICRC に対し Hpa an、Mandalay、Taunggyi および政府人工器官センターにおける地雷犠牲者のための人工装具サービスの継続を許可した。

4 月に NaTaLa との間で調印した新しい協定に基づいて、UNHCR は実施パートナーとともに東南地域におけるプロジェクトを再開し、また、UNHCR 外国要員は監視訪問を実施した。2005 年 4 月に政府は、UNHCR がこれらの地域を訪問する許可を撤回していた。

7 月、2005 年 10 月に逮捕され、当局が農民の土地を没収したときに国際労働機関(ILO)に連絡するよう農民に助言した廉で 7 年の刑を宣告されていた弁護士 Aye Myint が ILO の圧力を受けた政府により釈放された(第 6.c.節参照)。2003 年、彼は ILO との接触の廉で逮捕され、死刑を宣告されたが、2005 年 1 月に釈放されていた。

再三再四の要請にも関わらず、政府は、この年の間、国連人権特別報告者に対する同国訪問拒否を押し通した。

政府は ILO の労働人権侵害苦情を受け、その侵害に関する調査を実施していると述べた。数人の係官が逮捕され、2005 年 1 月に強制労働人権侵害の廉で訴追され、刑務所で数ヶ月過ごした後釈放された(第 6.c.節参照)。しかし、2005 年 4 月、ILO 連絡担当者は、当局が被害届提出者を逮捕すると脅迫したため、強制労働苦情の政府提出を中止した(第 6.c.節参照)。

差別、社会的虐待、人身売買

SPDC は命令による統治を継続し、差別に関する立憲的規定により拘束されなかった。

女性

配偶者虐待を含む女性に対する家庭内暴力は、依然として問題である。しかし、政府が配偶者虐待または家庭内暴力に関する統計を維持していないために、評価することは困難である。家庭内暴力または配偶者虐待に特に対処する法律は存在しないが、他人に傷害を与

えることに関係する法律はある。暴力行為と関連刑罰は 1 年から終身刑に及び、罰金が課される場合もある。政府系の MWAF は、ときとして、警察を含む地方当局に働きかけて配偶者虐待を含む家庭内暴力事件を調査させた。MWAF は政府指導者の妻により支配されているので、警察は、通常、MWAF から付託された家庭内暴力事案を調査した。

強姦は違法である。しかし、配偶者強姦は、妻が 14 才未満でない限り、犯罪ではない。犠牲者が 14 才未満である場合、それは、同意の有無に関係なく、強姦と見なされ、10 年から終身刑までの自由刑に科される。配偶者強姦の場合、女性が 12～14 才であるならば最高刑は 2 年である。配偶者強姦の場合、女性が 12 才未満であるならば刑は 10 年から終身刑である。既婚女性は、大家族の所帯に生活している場合が多く、そこでは社会的圧力が妻を虐待から保護する傾向があった。政府は、強姦に関する統計を発表していない。しかし、政府によると、強姦は人工稠密な都会地域では日常的ではないが、辺鄙な地域ではより頻繁に発生した。それにも関わらず、女性が男性の護衛なしに夜間に外出することは一般的に安全でないと考えられ、雇用主は、通常の場合、夜間に女性従業員を帰宅させるためにバスまたはトラックを用意しなければならない。夜間のタクシー利用は、強姦または強盗の危険のために、女性にとって特に危ないと考えられている。夜間に外出する売春婦は一般的にタクシー運転者に相当な追加料金を支払わなければならない、そうしない場合、強姦、強奪または警察に通報される危険がある。NGO および外交消息筋の信頼すべき報告によると、警察に留置された売春婦がときとして警察官により強姦または強奪された。紛争地域およびその他の少数民族地域において、特に、これらの地域に駐屯する軍隊の要員による強姦事件が続発した(第 1.g.節参照)。

売春は法律により禁止され、3 年の刑により処罰される。しかし、売春は、都会地域、特に、主として首都の古い地域から強制的に移住させられた貧しい家族が住んでいる Rangoon の「国境の町」および「ニュータウン」の一部で広まった。

性的いやがらせを処罰する法律は存在しない。

伝統的文化に従って、女性は結婚後も自分の姓を名乗り、家計を管理するが多い。しかし、女性は、依然として、ほとんどの伝統的な男性職業において互角の人数にはほど遠く、また、国軍将校を含む一定の職業から事実上閉め出されている。女性は、貧困により不釣り合いな影響を被っている。女性は、常に、同一労働に対して同一賃金を受けていない。女性は、法的には最高 26 週の出産給付金を受け取る権利を持っている。しかし、実際には、この給付金は女性に与えられなかった。

自主性を持っている女性権利団体は存在しないが、政府と一定の関係を持つグループがいくつかある。首相の Soe Win 大将の妻により主宰されている MWAF は、第一流の「非政府」女性権利組織である。14 の州および管区に支部を持つこの団体は、女性の利益に取り組む責任を持つ主たる政府組織である。政府により管理されているもう 1 つの機関、MMCWA は、母親と児童に援助を提供した。これらの組織は政府と密接に連携しており、政府の目的を推進する活動を実施した。女性実業家の職業団体、ミャンマー女性実業家協会は、新しい事業を開始する女性にローンを提供した。この団体は、政府により管理されていないが、政府と良好な関係を持ち、女性の事業を支援する活動の実施を許可されている。

児童

18 才未満の児童が人口の約 40 パーセントを占めている。悪化する経済状態の中で極貧両親により通学する代わりに工場や軽食堂での労働や物乞いを強いられている児童は、非常に高い危険にさらされている。一部の児童は、孤児院に収容されている。ほとんどあるいはまったく技能を持たずに、麻薬、軽犯罪、逮捕の危険、性的虐待および搾取、HIV/AIDS にさらされながら闇経済または街頭で働く児童が増加した。

適切な児童保護制度または少年司法制度が存在しない。これに関する活動は、資源の不足のために著しく制約されている。DSW が限られた社会福祉事業を行っているが、正式に任命されたソーシャルワーカーは、ほんのわずかだけである。

政府は、相変わらず、公教育に最低限の資源を割り当てた。2006/07 会計年度(4 月から 3 月まで)の公式数字によると、教育省に対する公式支出割当は、合計国家予算の 1.9 パーセントである。国民学校教育は、見かけでは 10 学年(ほぼ 16 才)まで無料で与えられた。しかし、平均して、公立学校の教師の給与は、生活賃金よりはるかに低い月当たりわずか 4 ドル(5,300 チャット)に相当し、そのために多くの教師が教職を去るか、または生徒に特別支払いを求めざるを得なかった。したがって、多数の家庭が子供を通学させるために(小学校でさえ)金を払わなければならなかった。カチンの女性団体によると、Kachin State の家庭は、子供を 10 学年に通学させるために 230 ドル(300,000 チャット)も支払わなければならなかったが、これは全国平均年収以上に相当する。家族が非公式の支払いを行うことができない一部の地域では、教師が仕事をやめた。官の怠慢に応じて、法律による私立学校禁止にも関わらず、民間団体が教育面の援助を提供し始めた。

教育は、4 学年まで義務である。国連児童基金(UNICEF)の報告によると、小中学校生徒の

50 パーセントが 4 学年を終了するまえに中退した。低い就学率は主として増大する経済的苦難のためであり、生徒たちは家事手伝いや都会の軽食堂のウェーターとしての働き口を探さなければならなかった。NGO の推定によると、全国ではほぼ 100 万人の初等教育年令の児童が通学しなかった。少年と少女の通学率に差はない。

政府は、農村地域において仏教僧院学校での教育を推進し、また、Rangoon および Mandalay の仏教大学を助成した。少数民族地域において、政府は、しばしば、現地語による教育を禁止した。

政府は、子供の権利に関する国連委員会と協力した。UNICEF は、DSW および教育省との緊密な作業関係を報告した。その関係を通じて UNICEF は、初等教育の支援および 5 種類の少数民族言語による児童用物語本の作成を行った。宗教的奉仕活動団体、仏教の僧侶および尼僧、民間地域社会に基礎を置くグループも児童のための教育およびその他の支援を行った。

児童は、政府の著しい医療怠慢のためにも苦しめられた。公式な政府の数字によると、2006/07 会計年度の保健省の予算は、合計国家予算の 0.8 パーセントに相当する。

政府が医療の提供において少年と少女を差別したという報告はなかった。5 才未満の児童の推定死亡率は、1,000 生児出生あたり死亡数で 66 (保健省、2003 年)および 109 (国連開発計画、2004 年)であった。これらの死亡のほとんど 3/4 は生後 1 年以内に発生し、同じ筋の幼児死亡率は、それぞれ、1,000 生児出生あたり死亡数で 50 および 77 であった。幼児死亡の多くは、出生後 1 月以内に発生した。すべてのデータ筋の推定によると、地方の死亡率は都会より少なくとも 25 パーセント高く、山岳地方および中央乾燥地域の死亡率が最も高い。UNICEF によると、6 才から 59 カ月の児童死亡の 56 パーセントは栄養不良および伝染病の結果である。全国的に、体重不足および成長阻害になっている児童の割合は 32 パーセント、やせ衰えている児童の割合は 8.6 パーセントであった。2005 年における世界食糧計画理事長の推定によると、Shan State および中央乾燥地域における食糧作業計画にも関わらず、児童の 33 パーセントが慢性的栄養失調にかかっている。

法律は児童の虐待を禁止し、政府は、児童虐待は重大な問題ではないと述べた。2004 年の子供の権利に関する国連委員会の結論によると、同委員会は、「依然として、児童の肉体的および性的虐待ならびに無視を含む家庭内暴力を防止するための適切な措置、仕組み、資源の欠如、虐待された児童のための施設が少ないこと、上記に関するデータの欠如について深刻な懸念を抱いている。」

児童売春および売春を目的とする少女(特に、タイに送り込まれるかまたは誘惑されるシャン族の少女)の人身売買は、依然として重大な問題である(第 5 節、人身売買参照)。外交代表は、Rangoon および Mandalay において、10 代前半と見られ、旺盛な需要があると伝えられる女性売春婦の雇用が広く行き渡っていることに注目した。また、一部の売春宿は、若い 10 代の「処女」を相当な割増料金付きで顧客に提供した。

軍隊入隊の公式年令は、18 才である。政府は、その公式政策は少年兵の徴募を避けることであると述べた。しかし、徴募官は、しばしば、この政策を無視した。2004 年、政府は未成年者兵役徴募防止委員会を設置したが、この委員会は、自ら称するところによると、少年兵を徴募した者を処罰する規則を公布した。8 月 22 日、SPDC 第 1 長官 Thein Sein 中將は、委員会に対し、未成年者が自らの真の年令を申告せず、国軍に入隊したことを両親に伝えなかったのであるから、未成年者自身がこの問題について責めを負うべきであると述べた。Thein Sein の主張によると、両親が自分の未成年の息子を取り戻しに軍の兵營に来た場合、当該事案について調査した後に少年が返された場合が多い。国軍に未成年兵士が残っているという暗黙の承認として、Thein Sein は、発育不全の兵士は前線地域に送られず、その代わりに軍の基地における軽労働職務を与えられ、また、読み書きのできない少年は軍の学校で教育を受けたと述べた。

国防省筋によると、国軍は 2 月から 3 月までに未成年者 4 人を含む 55 人の兵士を除隊した。11 月に行われた別の外務省報告によると、9 月現在、国軍は、4 人の未成年者を含む 16 人の新兵を除隊した。10 月 24 日、政府は、未成年兵士徴募 17 件の苦情リストを ICRC に提出し、これらの事案はすべて解決したと述べた。

国軍は、引き続き少年兵の強制徴募を行った。3 月 21 日、政府軍兵士は、Rangoon Division の Tharkayta Township に住んでいた 17 才の Maung Han Zaw を拘留した。数日後、彼の両親は、息子を帰宅させるために Pyinmana 付近の Yai Ni にある第 5 国軍訓練所を訪れた。司令官の Aye 大尉は、両親に息子との面会を許可したが、帰宅は許さなかった。

5 月、伝えられたところによると Thein Tun 上級曹長により指揮された第 365 軽歩兵大隊の部隊が Chin State の Myoma Ward の孤児院から 11 人の少数民族 Chin の少年をおびき出した。少年たちを Kalemmyo 空港で働かせた後、兵士たちは、これらの孤児を Sagaing Division の Kalemmyo にある国軍の基地に連行し、兵隊にした。逃げようとした 2 人の年長の少年は処罰され、Kalewa 陸軍基地に移された。これらの年長の少年の 1 人、Vung Ki Thang は、わずか 15 才と報告された。

8月3日、Mandalay Division、Meiktila の警察は、伝えられたところによると、3人の15才の少年(Than Nain Aye、Lin Lin および Yan Lin Maung)を窃盗の疑いで逮捕した。8月22日、警察の係官、Min Aung Thein は、伝えられたところによると、これらの少年を Mandalay の陸軍 Taung Thone Lone 訓練所に 50 ドル(65,000 チャット)で売り渡した。

過去において、国軍の徴募活動は、みかけ上すべて志願兵の国軍の割当数量を達成するために少年を狙ったが、事例証拠の示すところによると、この慣行は、少なくとも Rangoon において、まれになった。

政府は UNICEF に国軍徴募センター訪問を勧誘したが、UNICEF は、政府の組織した視察旅行はほとんど価値がないと考えたために、これを断った。UNICEF は、除隊された未成年兵士の社会復帰を援助することおよび国軍徴募係の指導教官のために人道主義的国際法規、子供の権利に関する条約、この国の児童法および HIV/AIDS に関する意識改善講習会を実施することを申し出たが、政府は UNICEF の申し出に対して公式に回答しなかった。

少数民族休戦グループおよび反乱部隊、特に United Wa State Army も少年兵を強制徴募した。現地監視員は、明らかに未成年の Wa 軍兵士を多数見たと報告した。これらのグループが行動している地域には近づきにくいいため、少数民族部隊の中で発生している問題の程度に関して信頼できるデータを取得することは困難である。

1月、政府は、SSA S から降伏した兵士のグループの中に数人の十代の少年が含まれており、そのうちの最年少 Sai Yi 兵卒は 13 才であると述べた。SSA S の隊長、Yot Suk 大佐は、彼の兵士が一人でも 18 才未満であることを否定した。

この年の間に、2 つの少数民族抵抗グループ、KNU および KNPP の代表者がタイで UNICEF および UNHCR の代表者と面会し、少年兵を徴募しているグループのリストから彼らを外すよう要求した。つい 2000 年まで KNU が少年兵を徴募していたことを認めた KNU のスポークスマンは、未成年の新兵を受け付けない政策を KNU が採択したと主張した。しかし、このスポークスマンは、現場の低いレベルの係官が児童の徴募を続けている可能性があることを認めた。7月31日、KNU は児童および武力衝突に関する国連事務総長特別代表に書簡を送り、国連が少年兵を使用している武装グループのリストから KNU を除くことを要求した。KNU は、未成年兵士を徴募することは彼らの政策に反しており、未成年の少年を軍の一翼に加えた者に対しては処置を講じていると主張した。KNPP

のスポークスマンは、彼のグループは未成年志願兵を学校に送り込んでいると述べた。

8 月、児童兵士の従軍禁止を求める連合は、政府は依然として少年徴募問題に関して非常に秘密主義であるが、**KNU** および **KNPP** はこの問題について隠さずに討論すると述べた。スポークスマンは、両少数民族軍中の少年兵は 50 人より少ないと推定した。

ICRC、**ワールド・ビジョン**、**セーブ・ザ・チルドレン UK**、**CARE**、**UNICEF**、国連快活計画、外国政府を含むいくつかの **NGO** および国際機関がこの国における児童の権利を推進した。

人身売買

児童売春および児童ポルノを特に禁止する法律は存在するが、それらは効果的に実施されなかった。児童を含む人身売買は続いているが、その程度に関する信頼できる統計はない。政府のデータの示すところによると、タイが人身売買の犠牲者の主たる目的地であり、これよりはるかに少ない犠牲者が中国、マレーシア、バングラデシュ、朝鮮、マカオに向かう。

性的搾取、工場労働、家事使用人を目的とするタイ、中国、バングラデシュ、マレーシア、朝鮮、日本、中東諸国への女性および少女の人身売買が依然として問題である。シャン族およびその他の少数民族の女性および少女が北の国境を越えて人身売買された。カレン族およびモン族の女性と少女は、南から人身売買された。国際人身売買は、一般的に、貧しい農村地域および都会の密集地から売春が繁栄している地域(トラック輸送ルート、鉱山地域、国軍基地、工業団地)に向かうほか、タイと中国との国境に沿って発生しているという証拠がある。伝えられたところによると男性および少年も性的搾取および労働のために他国に人身売買された。ほとんどの観測筋は、これらの犠牲者の人数は少なくとも年間に数千に達すると見ているが、信頼できる推定は存在しない。

2005 年 5 月に発表された報告において、タイのカチン族女性協会は、カチンの少女および女性の中国への人身売買（表向きは労働を目的としているが、実際には売春または土地の花嫁を見出すことのできない中国人男性の花嫁となる）を記録した。捕獲者から逃れた 85 人のカチン族女性との面接に基づく、10 パーセントは国内で人身売買され、半分は中国人男性の花嫁となり、その一部は中国の遠く離れた東北地区まで連れて行かれた。

人身売買業者は、主として自由契約の小規模業者であり、村のコネを利用して大手の人身

売買仲買人に犠牲者を供給していると思われる。仲買業者は主として外国人であるが、若干のビルマ人仲買人もタイおよび中国で活動している。

女性、児童および少年の人身売買に対する刑罰は、10年から終身刑である。成人男性の人身売買については5年から10年である。人身売買を目的とする詐欺行為については3年から7年である。人身売買された犠牲者をポルノのために使役した場合は5年から10年である。組織犯罪グループによる人身売買については10年から終身刑である。人身売買を含む重大犯罪については10年から終身刑または死刑である。人身売買法の捜査に関して金銭を受けた公務員は3年から7年の刑に処される。すべての刑罰は、罰金の選択肢を含んでいる。

政府は、人身売買対策に関してあまり進歩を遂げなかった。政府の報告によると、政府は2005年に203件の事案において68人に有罪判決を下した。大部分の者の受けた刑は5年未満であったが、この年の間に2人の人身売買業者が終身刑を宣告された。政府は人身売買と密輸入を正確に区別しないので、有罪宣告された人身売買業者の人数は恐らくこれより少ないであろう。

前年と同様に、政府の広範囲に及ぶ治安取締り、情報利用に対する制限、透明性の欠如のために、この国における人身売買の包括的な評価は困難であった。この国からの人身売買が相当な規模に達していることについて専門家の意見は一致しているが、政府を含むどの組織も犠牲者の人数を評価することができず、また、評価しようとする意志も持っていなかった。

当局は越境人身売買の阻止および人身売買業者の訴追の重要性を認識しているが、国内人身売買に対処するためにほとんど何もせず、強制労働に対して何ら措置を講じなかった。政府は国連機関間人身売買プロジェクトと協力して国、州、管区およびこれ以下のレベルの当局のためのセミナーを後援し、また、アジア地域人身売買プロジェクトから訓練を受けた。この年早期に公表された新しい政府ガイドラインは、人身売買問題について活動している団体を含む多数の国際 NGO のプログラム実行・監視能力を減殺した。しかし、多くの活動の続行が許容された。1月、政府は、ASEAN 刑事相互援助協定に調印した。法律執行および帰国に関するタイおよび中国との協力は、引き続き強化された。

国連機関および NGO は、政府が越境人身売買と闘い、かつ、国際社会との協力を強化する政治的意志を示すことを信じた。政府は、人身売買対策部署の係官規模を40人から65人に拡大した。

この年の間に、政府は、国および州/管区レベルのセミナーを主催し、関係省庁の係官に対し 2005 年 9 月に制定された人身売買防止法に関する情報を伝えた。政府は、2005 年の法律を反映するために国の行動計画の修正にとりかかるワーキング・グループを設置した。

内務省は、人身売買における政府職員の共犯はないとする見解を維持した。しかし、地方政府職員間における腐敗は、広く行き渡っている。NGO の報告によると、政府職員は人身売買に加担しているが、それは人身売買活動に対して見て見ぬふりをしている地方および地域の職員に限られているように見える。やはり NGO の報告によると、個々の警察職員が出国する出稼ぎ労働者およびその他の者からの金銭の強要に関与しているようである。

政府は、人身売買の女性犠牲者のための 4 職業訓練センターと 1 保護施設を持っている。男性犠牲者は、一時的に訓練所に保護収容された。政府は、帰国した犠牲者はこれらのセンターに 1 カ月滞在すると主張したが、犠牲者は犠牲者保護の国際基準に反して収容所に監禁された。警察の報告によると、この年の間に政府は 274 人の犯罪者を起訴し、419 人の人身売買犠牲者を帰郷させた。

MWAF および DSW は、人身売買犠牲者を NGO に引き継ぐ前または家族に返す前に人身売買犠牲者のための基本的な義務健康相談サービスおよび職業訓練を提供した。しかしこれらの計画に対する政府の資金拠出は非常に少なかった。

政府は、表面上は人身売買の犠牲者として女性の流出を減らすために独身女性のパスポート取得および外国人との結婚を困難にした(第 1.f.節および第 2.d.節参照)。また、保護者を伴わない 25 才未満の女性の国境通過は規則により禁止されたが、大部分の人身売買された女性はパスポートなしで国境を通過した。

内務省は、人身売買頻発で有名な 9 個所に人身売買防止部署を配置した。国際 NGO の援助を得て、政府は訓練および擁護の講習会を行い、また、全国へのテレビおよびラジオ・アナウンスおよび州/管区レベルの資料の配付を承認した。

3 つの国際 NGO およびいくつかの国内 NGO により貧困緩和および人身売買防止教育プログラムが提供された。これらのプログラムは、ほどほどの成功を収めた。

政府は、雇用、医療利用、教育、またはその他の国のサービスの提供において身体障害者を積極的に差別しなかったが、身体障害者を援助する公的手段はほとんどなかった。建物、

公共交通手段または政府設備の利用を容易にすることを義務づける法律はなく、身体障害者は社会的差別に直面した。身体障害者を援助する国内および国際団体はいくつか存在するが、しかし大部分の身体障害者は福祉の提供をもっぱら家族に頼らなければならなかった。

障害を持つ退役軍人は、優先的な恩恵、通常の場合、同一賃金の公務員の仕事を与えられた。軍人以外の身体障害者に対する公的援助は、おおむね、1年以下の一時的障害に対しては2/3の賃金、永久障害の場合には無税の年金である。しかし、政府は、身体障害者となった民間部門労働者に対する職の保証を与えなかった。

保健省は身体障害者の医療による機能回復の責任を負っており、社会福祉省は職業訓練について責任を持っている。政府は視力障害者のための3つの学校、聴力障害者のための2つの学校、身体障害者成人のための2つの機能回復センター、および身体障害者児童のための2つの機能回復センターを運営している。しかし、身体障害者のための学校および事業の資金は不十分であった。国内NGOは、視力障害者のために4つの学校を運営している。

ICRCは、引き続き、地雷負傷犠牲者、すなわち、手足の一部を切断された軍人と民間人両方に機能回復サービスを提供した。ICRCは、Karen StateのHpa anにおいて整形外科機能回復センターを運営するほか、辺鄙な国境地区の村の四肢切断者を人口器官センターに送る積極的な福祉事業を計画した。

国民的/人種的/民族的少数派

少数派に対する政府および社会による広い範囲にわたる差別が続いた。この国の種々の少数民族と独立以来政府と軍隊を支配してきたビルマ人多数派間の敵意が引き続き激しい衝突を煽り、それによりこの年の間に深刻な虐待が発生した。報告されたこれらの虐待は、SPDCの兵士によるChin、Karen、Karenni、Rohingya、Shan、Monおよびその他の少数人種グループに対する殺人、殴打、拷問、強制労働、強制移住、強姦などである。一部の武装少数民族グループも虐待を犯したが、その規模は政府軍よりはるかに小さかった(第1.a.節、1.c.節、1.f.節、1.g.節参照)。

この国との長年にわたる一族の結び付きを証明できる人々のみに完全な市民権が与えられた。中国人、インド人、ベンガル人のような、この土地で生まれたが土着人種住民でない人々は、完全な市民権を与えられず、政府職員から閉め出された。Rakhine Stateの

Rohingya イスラム少数グループの人々は国民とみなされず、多くの法的、経済的、社会的差別を受け続けている。政府は大部分の Rohingyas に市民権を与えなかったが、その根拠は、この国の非常に制限的な国籍法により要求されるように彼らの先祖が 1824 年のイギリス植民地統治開始の 1 年前にこの国に居住していなかったことである。

政府が国立中等教育学校入学者を国民に限定しているために、Rohingya イスラム教徒は国立初等教育学校に入学できるのみである。このように排除された人々は、大部分の公務員の仕事についても不適格とされた。

完全な市民権を持たない人々は、国内旅行の制限に直面した(第 2.d.節参照)。これらの人々は、大学において医学および技術分野の一定の上級教科課程からも閉め出された。

少数民族グループは、一般的に、自分の家では彼ら自身の言語を使用している。しかし、政府により支配されているこの国の、少数民族地域を含む、あらゆる地域において、ビルマ語が引き続き国立学校における強制教育言語であった。少数民族地域においても、大部分の国立初等および中等学校は地方少数民族言語による教育を行っていない。土地固有の少数民族言語による国内出版物は、ほとんどなかった。

政府は、引き続き、Rakhine State およびこの国のその他の地域における「モデル村」の設置によりビルマ人を種々の少数民族地域へ移住させた(第 1.f.節参照)。Kachin State および Kayah State からの報告によると、教師を含む少数民族地域における政府の職は、ますます多くビルマ人のために確保された。

南アジア人(これらの人々の多くはイスラム教徒である)および急速に増加している中国人住民(これらの人々の大部分は雲南省からの移住者である)を含む非土着人種住民とビルマ人の間に人種的緊張が存在している。中国系移住者は、この国の北部の経済の支配をますます強めている。

その他の社会的虐待および差別

多くの市民は、同性愛者を蔑視した。「性的に異常な」行為に対する刑法規定が好ましかる注目を引いたゲイおよびレスビアンを起訴するために適用された。しかし、同性愛者は、社会的伝統によりある程度の保護を受けた。トランスジェンダー役者は、一般的に伝統的な行事で娯楽を提供した。一部の人々は霊(nat)崇拝者であり、そのようなものとして社会における特別の地位を持っている。これらの人々は、毎年 Mandalay で開かれる一週

間にわたる定着している行事に参加する。この行事は宗教行事と見なされ、性的な意味合いまたは活動とは関係なく、かつ、政府により公式に承認されている。軍と警察を含めてこの行事に干渉する向きはない。

HIV 陽性患者も差別されているが、HIV 活動家の報告によると、意識向上キャンペーンが差別と恥辱の軽減に役立った。しかし、伝えられたところによると一部の人は、この病気にかかっているのではないかと疑われる恐れのために HIV/AIDS 患者を扱う診療所を尋ねることを渋っている。

8 月、国内当局は、Magway Division の Yenangyaung の Mahasi Yeiktha 僧院の僧侶 Sayadaw Einthariya に対し HIV/AIDS 犠牲者の援助をやめるよう圧力をかけ、脅迫し、そのような援助は僧侶として適切な行為ではないと主張した。彼は、町の聖職者調整委員会により逮捕の脅迫を受けた。この圧力は、宗教的な考慮よりむしろ政治的考慮によるものであると思われる。この僧侶は、HIV/AIDS 患者のための政府の実行可能な計画がない状態において、HIV・AIDS プログラムを支援する NLD 活動家と協力してきたからである。

8 月 13 日、当局は、Rangoon 付近の Maggin 僧院において、HIV/AIDS 犠牲者に敬意を表する儀式の準備をしていた 11 人の HIV/AIDS 活動家を拘留した。当局の主張によると、NLD および 88 年世代学生と連携しているこのグループは、僧院への一泊を適切に登録していなかった。伝えられたところによると当局は、この僧院に対し、体制により協力的な新しい僧院長を選任するよう圧力をかけた。8 月 14 日、当局は、上記の活動家を起訴せずに釈放した。

第 6 節 労働者の権利

結社の権利

法律は、労働者に政府の事前の許可を受けて労働組合を結成することを許可している。しかし、この国には、自由な労働組合は存在しない。

組合の国内的または国際的連携は許容されず、また、労働組合における個人会員の資格も許されていない。政府は、船員雇用管理局経由で外国船舶に就職した船員に対し国際運輸労連との接触を禁止している。また、政府は、外国にいる船員に対し、しばしば文書の交付を拒否した。適切な文書がない限り、船員が外国において正規の職に就くことは不可能

であった。

政府は、ビルマ労働組合連合会が「テロリスト・グループ」である主張し、それとの接触を刑事罰の対象とした。11月、9人が8年から25年の自由刑を宣告された。これらの人々は、連合会に接触した疑いで2005年7月に逮捕されていた(第1.a.節および第2.a.節参照)。2005年11月、このような囚人の一人、Aung Myint Thein が拘留中に死亡した(第1.a.節、第1.d.節、第2.a.節、第2.b.節、第6.b.節参照)。

b. 団結権および団体交渉権

政府は、労働者に団結権も団体交渉権も与えていない。かつて大規模労働争議の解決手段を与えた政府の中央仲裁委員会は、1988年以降休眠している。しかし、伝えられたところによると、それ以降、労働省が一部の紛争を解決する仲裁者の役割を果たした。小規模な労働問題に対処するために町レベルの労働監視委員会が存在する。この年の間、当局は、労働者と雇用者間の平和的解決を保証するために非公式労働ストライキに仲裁者として介入した。

政府は、公共部門の賃金を一方的に設定した。民間部門においては、一般的に市場要因が賃金を設定した。しかし、政府は、合併事業に対し、閣僚およびその他の政府職員と同額以下の給与を支払うよう圧力をかけた。一部の合併事業は、加給金または特別報奨制度によりこれの裏をかいた。外国の会社は、一般的に、国内民間部門に近いレベルの賃金を設定したが、加給金および給付金を支給することにおいて合併事業の例に従った。

法律により労働ストライキは禁止されているが、この年の間に多くの大工場の従業員が非公式ストライキを組織し、多くの場合に賃金の上昇を勝ち取った。ほとんどのストライキは政府の介入なしに解決されたが、一部の例では当局が労働者と雇用者に解決に向けて圧力をかけた。雇用者は、多数のストライキ組織者を誅首した。

輸出加工区はない。しかし、外国投資家を惹きつけた Rangoon 付近の Pyin Ma Bin のような軍所有の特別工業団地のほか、数社が操業している Rangoon の 2,000 エーカーの Hlaing Thaya 工業地区がある。労働法はすべての工業地区およびすべての業界に適用されたが、それは、必ずしも強制されなかった。

c. 強制労働または拘束労働の禁止

法律は、他人に強制労働を課する者に対する処罰を規定している。しかし、政府と軍隊による強制労働または拘束労働の利用は、依然として広く行き渡っている重大な問題であり、特に少数人種グループの人々が狙われた。全国において国際監視員の確認したところによると、政府は、定常的に市民を道路、建設、その他の維持プロジェクトの工事に強制的に使役した。市民は、軍所有の工業地区においても労働を強制された。

軍の駐屯地または軍事作戦の支援のために政府により利用された強制労働は、依然として人種少数派または宗教少数派地域における重大な問題である。信頼できる NGO 筋によると、村人は、軍隊駐留地のインフラの建設・修理、見張り番のような駐留地内のその他の作業の遂行を強制された。また、同筋によると、村人は、自分たちの費用による材木の運搬、軍事施設の建設、修理を要求された。

ILO は Rakhine State における重大な強制労働の報告を確認し、政府に対し強制労働の利用の停止を要求し続けた。地方当局も主要な公共工事プロジェクトを予定どおりに完了するために強制労働の利用を継続した。

Rakhine State の信頼すべき筋からの 5 月の報告によると、Buthidaung 町および Rathedaung 町の Kyaunkpan Du 村、Thawin Chaung 村、Inndin 村、Mrin Lwet 村、Atwin Byin 村、Chut Byin 村、Owe Thima 村、Thein Daung 村および Taungmaw 村の現地住民が Rathedaung Township の Tazin Myint モデル村と Maungdaw Township の Kyaukpandu Village 間の Mayu 山脈越えの延長 18 マイルの道路の建設を強制された。当局は各労働者に 1 日につき 0.38 ドル(500 チャット)を約束したにも関わらず、支払わなかった。村人たちがそれ以上の労働を拒否したとき、伝えられたところによると当局は住民に銃を突きつけて労働を強制した。

NGO アムネスティ・インターナショナルの 2005 年 9 月の報告によると、政府に対する武装抵抗が減少し、国軍が旧敵地の支配を確立するにつれ、運搬人の要求は少なくなった。しかし、この NGO の主張によると、運搬人の要求が減った代わりに、国軍が新しい兵舎およびその他のインフラを構築するための他の種類の強制労働の要求が増加した。また、この報告によると、KNLA および DKBA も国軍と同種の虐待を犯しており、すでに栄養状態の悪くなっている村人から食糧を徴発した。このために村人たちは、両軍の兵士から米、家畜およびその他の貴重品の提供を強制された。この年の間に NGO が提示した信頼すべき証拠によると、Bago Division、Karen State および Kayah State の Karen の村々に対する国軍の継続的攻撃中における軍用運搬人としてのカレン族村人の使役が増加した。

過去数年の間に、ILO およびその他の国際機関は、強制労働を徴用する政府の方法に変化が生じたことを見てきた。ILO の報告によると、国軍部隊はもはや村長に強制労働提供命令書を発行せず、その代わりに口頭の指令を与えるようになった。また、ILO の報告によると、政府は、場合によっては、強制労働要求の代わりに物資、食糧、または金銭の強制拠出要求を行った。この年の間中、少数民族の村人から米およびその他の生活必需品の拠出を強制した兵士に関する報告が広い範囲から頻繁に寄せられた。ILO の報告によると、政府はときとして作業者に強制労働の支払いを行ったようであるが、その支払いは常に一般的な賃金相場よりかなり低いものであった。

ILO の報告によると、2002 年以降おそらく市民の使役に対する国際的圧力のために、政府は、ますます、市民の代わりに懲役刑を宣告されていない囚人を強制労働者として用いるようになった。伝えられたところによると新しい強制労働収容所が設けられたが、その多くは、特定の作業プロジェクトが完成するときまで存在する一時的なものであった。この年の間に、国軍は、伝えられたところによると、囚人を全国の刑務所から移送し、Bago Division、Karen State、Kayah State のカレン族の村々に対する持続的な軍事攻撃において運搬人として使役した。囚人たちは、不十分な食糧と無医療の状態で使役されつつ、地雷原と火砲攻撃の危険にさらされた。

全国の農村における小規模プロジェクトのための強制労働の報告が続いた。当局は、全国において輸送および灌漑施設を含む既存インフラを維持するためにも強制労働を利用し続けた。当局は、しばしば、世帯または個人に対し、インフラ・プロジェクトのための労役の代わりに金銭または食糧の提供を許容したが、農村の貧困は広く行き渡っており、ほとんどの世帯は労働の拠出を余儀なくされた。両親は、日常的に、子供たちに自分たちの所帯分の強制労働義務の遂行を手伝わせた(第 6.d.節参照)。

ほとんどすべての地区および州から SPDC のバイオディーゼル燃料の増産キャンペーンの一環として公有地および私有地における南洋アブラガリの植え付けを当局が市民強制したという報告があった。南洋アブラガリの植樹を避けようとした人々は、しばしば、参加しないならば罰金を科するとの脅迫を受けた。

実業家からの 5 月の報告によると、Light Infantry Battalion 141 and Northern Commander Major General (第 141 軽歩兵大隊・北部司令官准将)、Ohn Myint が Kachin State の Yinna Pinlong 村、Min Thar 村、Man Khin 村、Shwe Nyaung Pin 村、Hu Kat 村、Ta kat 村、Nga Pyaw Daw 村の少数派カチン族に対し Shinbo と Myitkyina 間の道路を改修するために労働力の提供を強制した。作業者は、賃金なしで労働するほか、自分

たちの食糧と仮設住宅を用意しなければならなかった。労働できない人々は、伝えられたところによると代わりの人を見つけるか、または 15.40 ドル(20,000 チャット)の罰金を払わなければならなかった。

第 550 大隊の担当官により軍事基地建設の手伝いを強制された後に重病になって帰宅した Rakhine State の Ponnagyun Township の Tharat Cho Village 出身の男性が 2005 年 11 月に死亡した事件に関する進展はなかった。

2005 年 12 月、Ayeyarwady Division の Ngathainggyaung Township の Myothit Village の地方 PDC 当局は、大工の Ko Than Htaik を逮捕し、村の PDC 事務所に拘留し、彼を激しく殴打した。当局は、道路建設の強制労働を提供せず、かつ、村の民兵訓練のための資金を提供しなかったとして彼を糾弾した。彼の家族は現地の病院に入院させたが、彼は殴打された結果として間もなく死亡した。Yaykyay 警察は、村の PDC 議長 Aung Myint Thein を含む殴打に関与した現地 PDC 職員を逮捕した。

政府は、2004 年に Magway Division において強制労働遂行中に死亡した Win Lwin の死亡補償金の支払いを拒否した。

一般市民が暴力事件を報告するために自分から進んで ILO と接触した最初の年の 2004 年から 2005 年 9 月までに、Rangoon の ILO 事務所は 102 件の強制労働事案を受理して調査した。ILO は、これらのうち 59 件を政府の強制労働委員会に送付した。委員会は、これらの事案のすべてに回答し、合計 10 人が有罪とされ、刑の宣告を受けた。この委員会は、強制労働事件の報告、調査、訴追のための適切な機構を構築しなかった。

政府により「虚偽」の苦情と見なされることを申告した者を訴追すると政府が述べたために、ILO は 2005 年 4 月から強制労働事件の追及を中止した。しかし、ILO の渉外担当責任者は、引き続き、この年全体を通じて信頼できる強制労働報告を受領した。

6 月の会議において、ILO 側出席者は政府が強制労働問題に関して進歩していないことを指摘し、順守を保証するための追加措置について討議した。出席者は、2 つの問題に関する措置の期限を設定した。すなわち、既存囚人および係争中の事案を含む強制労働苦情の訴追の一時停止は 7 月末まで。また、強制労働申立を処理する仕組みに関する協定は 10 月末まで。6 月 6 日、政府は、2005 年に収監された労働活動家 Su Su Nway (彼は、Rangoon Division の Kawhmu Township の地方職員の強制労働嫌疑による告訴に成功していた)を釈放した。政府は、この年の間に 2 番目に著名な労働活動家も釈放し、また、9 月 20 日に

3 人の村人に対する訴訟を取り下げた。しかし、政府は、その他の ILO 問題には取り組まなかった。

11 月の会議において、ILO 側出席者は、国際司法裁判所に対する付託を含む可能なさらなる措置を検討した。11 月 17 日、ILO 理事会は、強制労働苦情の取り扱い方法に政府が同意しないことに対して「大きな失望」を表明し、政府が「かかる協定を最優先事項として ILO と締結すること」を要求した。

児童を含む兵士の強制徴募が続いた(第 5.節参照)。

法律は、児童の強制・束縛労働を特に禁止しておらず、児童の強制労働は依然として重大な問題であった(第 6.d.節参照)。

d. 児童労働の禁止および最低雇用年令

法律は、児童の雇用最低年齢を 13 才に設定しているが、この法律は実際には執行されていない。児童労働は一般に行われており、非常に目立っている。都市においては、主として小規模または家族経営の事業に雇用されている就労児童が顕著である。地方では、児童は家族の農事作業で働いている。Rangoon および Mandalay の非公式都会部門の就労児童は、多くの場合、非常に幼いときから働いている。都会の児童労働者は、主に、食品加工、街頭販売、ごみ集め、軽工業、レストランおよび軽食堂の接客係などの仕事についている。

法律は児童の拘束労働を禁止しておらず、児童は労働を強いられている。当局は、伝えられたところによると Rangoon および Mandalay で十代の子供をかき集め、運搬、兵役などを強制した(第 5 節参照)。

DSW が少数の孤児またはなんらかの事情で家庭から離れたその他の児童に扶養と学校教育を与えた。この援助の目的の一つは、これらの子供たちが将来において搾取に抵抗できる能力を与えることであった。

児童労働法を執行する特定の政府機関は存在しない。12 月、UNICEF は、1923 年から 1993 年までに制定された 10 件の労働法中の就労児童に関する法規定を調査・検討し、これに続いて児童労働者の保護のために多数の勧告を行った。

政府職員および少数の伝統的産業の従業員にのみ最低賃金規定が適用された。4 月におけ

るかなりの公益事業給与上昇後、公務員の最低月額賃金が事実上の 8 時間労働について市場同等額の 11.50 ドル(15,000 チャット)に設定された。日雇い労働者の賃金は日給 0.38 ドル(500 チャット)に設定された。種々の補助金および手当がこれを補った。最低賃金も上級職員に与えられるこれより高い賃金も被雇用者と家族に適切な生活水準を与えなかった。公共部門の低い実質賃金により広範囲に及ぶ腐敗と常習的欠勤が醸成された。民間部門では、都市労働者は一日に約 0.38 ドルから 0.75 ドル(500～1,000 チャット)を稼いだが、地方の農村労働者は約その半分の日給を得た。一部の民間部門労働者は、これよりかなり多く稼いだ。民間部門使用者によると、熟練工場労働者は月当たり約 19 ドル(25,000 チャット)を稼いだ。

過剰労働力、貧弱な経済、政府による保護の欠如により、引き続き労働者の低い水準の生活状態が助長された。法律は、公共部門の職員について週 5 日 35 労働時間、民間および国営企業職員について週 6 日 44 労働時間を、それぞれ超過勤務手当支払い付きで、規定している。法律は週あたり 24 時間の休息期間も規定し、労働者は年あたり 21 日の有給休暇を与えられる。しかし、実際には、このような規定は、この国の労働者のほんのわずかな部分を益しているのみである。労働力の大部分は、地方の農業または非公式部門に従事しているからである。法律は一般的に政府部門において強制されたが、民間企業では法律違反が頻繁に発生した。

多数の保健規制および安全規制が存在する。しかし政府は、それらの規制を実施するために必要な資源を利用可能にしなかった。労働者は危険な状態から立ち去ることができるが、多数の労働者は、もしそうするならば、自分の職に留まることは望めない。

先頭に戻る